

平成25年第7回

置戸町議会定例会会議録

平成25年9月19日開会

平成25年9月20日閉会

置戸町議会

平成25年第7回置戸町議会定例会（第1号）

平成25年9月19日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第55号 平成25年度置戸町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 5 議案第56号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第57号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第58号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 8 同意第 2号 置戸町教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 認定第 1号 平成24年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第 2号 平成24年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第 3号 平成24年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 4号 平成24年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 5号 平成24年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 6号 平成24年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 7号 平成24年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 報告第 5号 平成24年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 日程第17 報告第 6号 平成24年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について
- 日程第18 報告第 7号 例月出納検査の結果報告について

○議事日程（第1号の追加）

- 追加日程第1 議案第59号 財産の取得について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定

- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第 55 号 平成 25 年度置戸町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 5 議案第 56 号 平成 25 年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 6 議案第 57 号 平成 25 年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 7 議案第 58 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 8 同意第 2 号 置戸町教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 認定第 1 号 平成 24 年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 認定第 2 号 平成 24 年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 認定第 3 号 平成 24 年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 認定第 4 号 平成 24 年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 認定第 5 号 平成 24 年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 認定第 6 号 平成 24 年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 認定第 7 号 平成 24 年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 報告第 5 号 平成 24 年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 日程第 17 報告第 6 号 平成 24 年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について
- 日程第 18 報告第 7 号 例月出納検査の結果報告について
(第 1 号の追加)
- 追加日程第 1 議案第 59 号 財産の取得について

○出席議員 (10 名)

1 番	嘉藤 均	議員	2 番	小林 満	議員
3 番	高谷 勲	議員	4 番	岩藤 孝一	議員
5 番	細川 昭夫	議員	6 番	石井 伸二	議員
7 番	竹内 雅俊	議員	8 番	阿部 光久	議員
9 番	佐藤 勇治	議員	10 番	佐藤 純一	議員

○欠席議員 (0 名)

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上 久男	副町長	和田 薫
会計管理者	鎌田 満	町づくり企画課長	栗生 貞幸

総務課長 中 村 啓 二
町民生活課長 田 中 英 規
施設整備課長 小 鷹 浩 昭
施設整備課技監 高 橋 一 史
総務課総務係長 坂 森 誠 二

総務課参与 村 松 登 喜 男
産業振興課長 坂 口 博 昭
地域福祉センター所長 鈴 木 正 美
町づくり企画課財政係長 小 島 敦 志

〈教育委員会部局〉

教 育 長 平 野 毅
社会教育課長 今 西 輝 代 教
生涯学習センター長 深 川 正 美

学校教育課長 蓑 島 賢 治
森林工芸館長 北 山 雅 俊

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 樋 口 輝 夫

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 中 村 啓 二 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長 早 坂 豊
臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 長 佐 藤 百 合 子

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成25年第7回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、4番 岩藤孝一議員及び5番 細川昭夫議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は次の通りです。

- ・ 議案第55号から議案第58号。
- ・ 同意第2号。
- ・ 認定第1号から認定第7号。
- ・ 報告第5号。
- ・ 追加議案第1 議案第59号。

今期定例会までに受理した教育委員会委員長からの報告は次の通りです。

- ・ 報告第6号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は次の通りです。

- ・ 報告第7号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配布した名簿の通りです。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

報告を終わります。

○佐藤議長 次に一部事務組合の会議について組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会、3番 高谷勲議員。

○3番 高谷議員〔登壇〕 北見地区消防組合議会の結果について報告をいたします。

去る平成25年7月9日招集の平成25年度第1回臨時北見地区消防組合議会の結果につきまして、その概要を報告いたします。本会議開会に先立ち、理事者側職員の人事異動を初議会のため自己紹介を行い、引き続き本会議を開会いたしました。本議会に提案された議件は、議案第1号 平成25年度北見地区消防組一般会計補正予算についてから報告第2号 専決処分について、北海道町村議会

議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約についてまでの5件であります。はじめに会議録署名議員の指名を行い、会期を7月9日の1日間と決定いたしました。

次に議案第1号 平成25年度北見地区消防組合一般会計補正予算についてから報告第2号 専決処分について、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約についてまでの5案件について櫻田管理者より一括提案理由の説明がなされ、その後質疑・採決を行い、いずれも原案のとおり可決、承認され閉会いたしました。なお、本会議終了後、置戸町及び訓子府町選出の4名の議員に対し、消防本部消防署庁舎耐震診断結果及び消防本部消防署総合詰め所庁舎耐震改修と隣地移転新設比較検討について説明会が開催され、それぞれ説明がなされ、その後解散いたしました。本会議及び説明会の内容につきましては、お手元に配布の資料のとおりです。

以上で北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

平成25年9月19日、報告者 高谷勲。

○佐藤議長 これでは諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から9月24日までの6日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月24日までの6日間に決定しました。

◎日程第 3 行政報告

○佐藤議長 日程第3 町長から行政報告の申し出があります。

発言を許可します。

町長。

○井上町長〔登壇〕 行政報告を3点申し上げます。

はじめに9月1日現在の農作物の作況について申し上げます。本年の気象状況及び農作物の生育状況についてであります。4月上旬から中旬には気温の上昇とともに平年並みの日照時間となったことで順調に推移するかと思われました。しかしながら、作付時期の4月末から5月中旬にかけての降雪・降雨と、さらに日照不足により長期の作業中断を余儀なくされ、作付けの遅れとともに同一作物でもほ場によって作付時期が1ヵ月近く異なるという現象が発生いたしました。その後、6月中旬以降高め気温と日照時間が確保されたことにより、作付けの遅れから来る生育の遅れも回復に転じつつあったわけではありますが、馬鈴薯、さらに玉ねぎの肥大、牧草の二番草生育の時期にあたる7月の記録的な干ばつにより、農作物全般の生育に大きな影響が出ているところであります。

それでは9月1日現在の農作物の生育状況について、お手元の資料のとおりではありますが、その概要について申し上げます。最初に秋まき小麦であります。起生期は4月7日と平年より4日ほど早

くなりましたが、4月下旬からの低温、日照不足により生育は遅れたわけではありますが、穂の出る時期は平年並みとなったところであります。その後、干ばつ等の影響により穂が出た後の成熟期が遅れたことにより、結果として十分な登熟期間を確保できましたことから子実の肥大も良好となりました。収穫期は平年より遅れたわけではありますが、後半型の追肥等による茎数のコントロールができたために、収量は10アール当たり549キログラムで、製品の歩留まりは約93%と、収量・品質ともに近隣の市町では比較的良好となっております。なお、収穫作業は例年よりやや早く8月3日に終了しております。

輪作体系を作るための作物として、今年から本格的に作付けが増えてきました春まき小麦についてであります。は種期は4月24日と平年並みでありましたが、4月下旬の低温・日照不足により出芽は遅れました。その後は好天により止葉期・成熟期はほぼ平年並みで推移いたしました。春先の適期には種を終えたことから、収量は10アール当たり432キログラムで、製品の歩留まりは約88%と、秋まき小麦同様に収量・品質ともに比較的良好となっております。

次に馬鈴薯であります。植付期の天候不良によって、植え付けの期間にやや1ヵ月の差が出ました。平均では5月17日と、平年より6日ほど遅れたことにより萌芽期も5日ほど遅れました。その後は天候の回復により開花期までには遅れをやや取り戻したところであります。しかしながら、その後7月の肥大期における干ばつにより肥大は不良で、収量も減少の見込みとなっております。

次にてんさいについて申し上げます。まず、移植栽培につきましては、育苗は平年並みに行われたわけではありますが、移植期の降雨により作業は平年より1週間程度遅れました。その後は7月の干ばつの影響により生育の遅れが心配されたわけではありますが、8月以降の降雨により肥大は回復傾向にあります。直播栽培はやや早くは種が始まったわけではありますが、降雨により播種が大きく遅れたものは生育にも大きく遅れが出たところであります。その後の回復傾向は移植栽培と同様であり、9月1日現在では肥大はやや劣るものの、生育は平年並みとなっております。病虫害につきましては、8月中旬から褐斑病の発生が見られるほか、ヨトウガの発生も多く見受けられる状況となっております。

次に高級菜豆であります。は種期は5月29日と、ほぼ平年並みに進み、6月上旬の干ばつ傾向の影響が心配されましたが、出芽期以降のやや遅れから開花期は7月16日と平年並みに進みました。開花期後は干ばつから一部花落ちが見られるものの、莢数の状況などからは今年も平年並みの収量が見込まれております。

玉ねぎであります。早めには種が始まり、移植期についても平年より早く始まりましたが、5月上旬の継続的な降雨のために移植期間が約1ヵ月と、ほ場間での移植時期に大きな差が生じ、その後の生育に大きな差が生じております。移植後の生育は、移植の遅れの影響と干ばつにより平年を下回り、なかでも早出しの品種の肥大不良が顕著となっております。総体的には小玉で、収量も減収の見込みであります。

次に牧草であります。一番草は春先から順調に推移し、平年並みの生育と収穫作業時期の好天により、収量・品質とも良好な状況となっております。二番草については7月の高温・干ばつにより生育が遅れ、収穫期においては8月中旬の雨の影響により、収穫作業も大幅に遅れております。

最後の飼料用トウモロコシであります。は種・発芽とも低温・長雨の影響でやや遅れましたが、その後の好天により生育も回復に転じ、平年より2日から3日早く推移しております。稈長は平年比

マイナス5.8センチメートルとやや短い傾向にありますが、7月の干ばつの影響は少ない状況となっております。以上申し上げます、農作物の作況報告といたします。

次に置戸町内における国及び北海道の直轄事業について、一部未発注・未着工及び未完成の事業も含めて、今年度の事業について申し上げます。お手元に資料をお配りしておりますので、簡潔に申し上げます。

国の直轄事業については、網走開発建設部が所管しているところでありますが、一般国道242号の道路維持補修工事を含む道路関係の工事といたしまして、4件4,100万円、河川関係の工事では常呂川境野4号橋付近になりますが、左岸水防拠点整備工事など6件、1億5,230万円、併せまして10件で1億9,330万円で工事が進められております。

次に北海道関係であります、オホーツク総合振興局の網走建設管理部所管事業につきましては、本別留辺蘂線の道路舗装改良工事など、道路関係の工事7件、3億1,664万5,000円で工事が進められております。なお、河川関係は今年度も工事の予定がありませんので、道路関係工事のみとなっております。次に林務課所管事業につきましては、林道工事、訓子府川線であります、1件6,131万円で工事が進められております。中部耕地出張所の事業につきましては、釧北牧場分として平成22年度から実施されています道営草地整備事業の草地整備改良、道路整備、牧場機械施設、さらに春日地区農道整備など農業関係の工事5件、9,860万円で工事が進められております。

以上、国及び北海道の直轄工事は全部で23件、総額6億6,985万5,000円で工事が進められております。なお、昨年は18件、総額で4億6,617万9,000円でしたので、事業費ベースで前年度対比143.6%、2億367万6,000円の増額となっております。

3点目は置戸町開町100周年記念事業についてであります。ご承知のとおり置戸町は大正4年4月に野付牛村から分村し、平成27年に開町100周年の記念すべき年を迎えます。創世記から現在まで町の発展に寄与された多くの先人の方々に感謝を申し上げ、これまで受け継いできた伝統と緑豊かな大自然を大切に、この歴史や文化を後世にしっかりと引き継いでいくため記念事業に取り組んでまいりたいと思っております。

この記念事業実施に向けての基本的な考え方についてご報告を申し上げたいというふうに思います。すでにご承知のとおり、9月6日に置戸町100周年記念事業企画委員会を設立いたしました。各界の方々をはじめ各団体やサークルなどから58名の方に企画委員の就任をお願い申し上げます。町職員を含め総勢79名による企画委員会となっております。記念事業のキャッチフレーズは公募したなかから「讚えよう先人 伝えよう歴史 繋ごう未来へ」という作品に決めさせていただきました。なお、この時期に企画委員会を立ち上げましたのは、100周年という大切な節目の事業であることから事業内容の検討や実施体制の構築に一定程度の時間を要すると判断したからであります。

この企画委員会の役割であります、3つの部会で構成し、記念事業に係る事業内容について議論をいただく予定としております。事業メニューあるいは事業アイデアにつきましては、すでに町民の皆さんから108件のご提案をいただいております。この提案内容に各委員さんの新たな発想やご提案も加えていただき、100周年記念事業にふさわしい事業内容になりますことをご期待申し上げます。3部会の役割としまして、総務部会は記念式典や記念要覧、記念講演等に関する事項を、また記念事業部会は芸術・文化関係など記念事業に関する事項を、さらに関連事業部会は各種

協賛事業に関する事項をそれぞれ議論していただきます。本年度中に5回の部会開催を予定しております。議論いただいた内容につきましては、平成26年3月に開催予定の企画委員会で事業内容、この段階では案ということになりますが、事業内容として決定していただく予定であります。その後全体の日程調整、事業規模、予算規模などの調整を行ったあとに平成26年度企画委員会から移行予定の実行委員会で正式に決定していきたいと考えております。なお、実行委員会は事業内容に沿った部会構成の変更も必要になることが予想されますので、委員の増員も含め事業実施に向けた体制整備を図ってまいりたいと考えております。

開町100年は本町にとって大きな節目であり、記念すべき出来事であります。先人を尊び、感謝の意を込めて記念事業を実施するとともに、置戸町の将来に新たな希望と夢を抱き、ともに歩み、理想とする町をつくり上げていく、町民の誰もが記憶に残る、そんな事業になってくれることを念願しております。

以上、3点申し上げまして行政報告といたします。

○佐藤議長 町長の行政報告に対して、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで行政報告を終わります。

◎日程第 4 議案第55号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第4号)から

◎日程第 7 議案第58号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまで

————— 4件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第4 議案第55号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第4号)から日程第7 議案第58号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまでの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第55号は、平成25年度置戸町一般会計補正予算(第4号)であります。以下、議案第58号は北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてですが、一般会計55号については町づくり企画課長から議案の説明を申し上げ、以下それぞれ所管の課長から議案の内容についてご説明を申し上げます。

(議案第55号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第4号))

○佐藤議長 まず議案第55号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第4号)。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第55号について説明をいたします。

議案第55号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第4号)。

平成25年度置戸町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,841万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億5,564万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、のちほど別冊の平成25年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第4号)で説明いたします。第2表 地方債の補正について説明いたしますので3ページをお開きください。

第2表 地方債補正。今回の地方債の補正は、のちほど歳入予算で説明いたしますが、旧勝山小学校改修事業に係る地方債の補正です。限度額を1億2,540万円とし、起債の方法、利率、償還の方法については表に記載のとおりです。

続いて第1条の歳入歳出予算の補正について説明いたしますので、別冊の平成25年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第4号)の8ページ、9ページをお開きください。歳出から説明いたします。

(以下、記載省略。平成25年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第4号)、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。10時55分から再開します。

休憩	10時37分
再開	10時55分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(議案第56号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号))

○佐藤議長 議案第56号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第56号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

平成25年度置戸町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,050万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書(第2号)により、歳出より説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。

(以下、記載省略。平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書(第2号)、別

添のとおり)

〈議案第57号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 次に議案第57号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第57号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

平成25年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ574万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,084万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書(第1号)により説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。

(以下、記載省略。平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書(第1号)、別添のとおり)

〈議案第58号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について〉

○佐藤議長 次に議案第58号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第58号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第3項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

本改正は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の一部改正等に伴い、新たな在留管理制度が導入され、外国人住民も日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加えられ、この住基法の一部改正に伴い、広域連合に対し構成市町村が負担する共通経費の人口割に係る規定を改めるもので、広域連合が地方自治法第291条の3の規定による規約を変更しようとするときは、構成市町村の同意と同法第291条の11の規定により議会の議決が必要なことから、本案を提案するものでございます。

それでは規約の変更内容について、別冊の議案第58号 北海道後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表でご説明いたしますので、説明資料をご覧ください。

新旧対照表は右側が現行、左側が改正案です。改正箇所につきましてはアンダーラインで示しております。改正内容は別表第2第19条関係、備考2の及び外国人登録原票を削り、人口割については前々年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく人口によるとするものです。

本議案にお戻りください。

附 則

1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定による北海道知事への届出をした日から施行する。

2 改正後の別表第2備考2の規定は、平成26年度以後の年度分の負担金について適用し、平成25年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例による。

以上で議案第58号の説明を終わります。

○佐藤議長 これでは議案第55号から議案第58号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第 8 同意第 2号 置戸町教育委員会委員の任命について

○佐藤議長 日程第8 同意第2号 置戸町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

教育委員会委員は退場してください。

(教育委員会委員退場)

○佐藤議長 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました同意第2号は、置戸町教育委員会委員の任命についてでございます。

本町教育委員会委員 平野毅氏は、平成25年10月31日付をもって任期満了となるので、後任に次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めらるものでございます。

後任の方であります、住所は常呂郡置戸町……………、氏名は平野毅氏でございます。生年月日……………、現在満60歳でございます。

平野毅氏の経歴省略

昨年の6月26日でありましたが、前教育委員会の教育長でありました現在の副町長であります和田薫氏の後任として、置戸町教育委員会の委員ということで選任の同意をいただきまして、先程申し上げましたように現職の校長でありましたので、いろんな手続きの問題も、また後任の校長人事のことなどもございまして、1ヵ月ほど期間を取らせていただきました。したがって、同意については6月26日に議会の同意をいただいたわけでありましたが、7月26日に教育委員会を開催していただきまして、本町の教育委員に指名していただきました。したがって、1年3ヵ月勤められました本年の10月31日付をもって任期満了ということになりますので、引き続き教育委員会委員としての同意についてよろしくお願いを申し上げまして、議案の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論は置戸町議会運用例により省略します。

これから同意第2号 置戸町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、同意第2号 置戸町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

暫時休憩します。そのまま自席でお待ちください。

休憩 11時12分

再開 11時13分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 9 認定第 1号 平成24年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから

◎日程第15 認定第 7号 平成24年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまで

————— 4件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第9 認定第1号 平成24年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15 認定第7号 平成24年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました認定第1号から認定第7号まで平成24年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定から特別会計であります下水道特別会計歳入歳出決算の認定まで、それぞれ内容につきましては町づくり企画課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 認定第1号について説明いたします。決算の認定に入ります前に、各会計に共通する経過と提出をいたしました資料について説明を申し上げます。平成24年度の各会計決算につきましては6月18日、会計管理者より提出があり、内容を精査の上、関係書類を添えまして8月1日監査委員の審査に付したところでございます。9月2日、監査委員より審査意見書が提出されましたので、地方自治法第233条第3項の規定により今定例会に提案し、議会の認定に付するものでございます。

次にお配りいたしました資料についてですが、緑色表紙のものは平成24年度置戸町一般会計・特別会計決算書でございます。政令で定める付帯資料といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書実質収支に関する調書を会計ごとにまとめ、189ページからは財産に関する調書、203ページからは基金運用調書を添付してございます。このほか別冊で法に定める資料といたしまして各会計決算に係る主要な施策の成果に関する説明書、監査委員の審査意見書、参考資料といたしまして黄色い表紙の

一般会計・特別会計決算に関する説明資料及び事務報告書を添付してございます。

〈認定第1号 平成24年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 それでは認定第1号 平成24年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを説明いたします。

一般会計・特別会計の決算状況を各実質収支に関する調書で説明いたしますので、緑色の表紙の置戸町一般会計・特別会計決算書の86ページをお開きいただきたいと思います。

それでは一般会計実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額4億5,707万円、歳出総額4億2,222万5,000円、歳入歳出差引額は1億5,484万5,000円となります。翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額の2,920万8,000円を差し引きまして、実質収支額は1億2,563万7,000円となります。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は9,000万円とし、減債基金に積み立てをいたしました。残りまして3,563万7,000円は平成25年度に繰り越しをいたしました。以上で認定第1号の説明を終わります。

〈認定第2号 平成24年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 続きまして認定第2号について説明いたしますので、決算書の112ページをご覧ください。

認定第2号 平成24年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

国民健康保険特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額6億1,985万7,000円、歳出総額5億9,971万円、歳入歳出差引額は2,014万7,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は2,014万7,000円となります。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は1,100万円とし、国民健康保険特別会計財政調整基金に積み立てをいたしました。残りまして9,147,000円につきましては、平成25年度に繰り越しをいたしました。以上で認定第2号の説明を終わります。

〈認定第3号 平成24年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 続きまして認定第3号について説明をいたしますので、124ページをお開きください。

認定第3号 平成24年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

後期高齢者医療特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額5,115万3,000円、歳出総額5,110万8,000円、歳入歳出差引額は4万5,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は4万5,000円となり、平成25年度に繰り越しをいたしました。以上で認定第3号の説明を終わります。

〈認定第4号 平成24年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 引き続き認定第4号の説明をいたしますので、146ページをお開き願います。

認定第4号 平成24年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護保険事業特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額3億1,702万2,000円、歳出決算3億1,424万9,000円、歳入歳出差引額は277万3,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は277万3,000円となります。実

質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金は全額の277万3,000円とし、介護給付準備基金に積み立てをいたしました。したがって、平成25年度への繰り越しはございません。以上で認定第4号の説明を終わります。

（認定第5号 平成24年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について）

○栗生町づくり企画課長 認定第5号の説明をいたしますので、引き続き160ページの方をお開きください。

認定第5号 平成24年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護サービス事業特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額5,259万6,000円、歳出総額5,258万5,000円、歳入歳出差引額は1万1,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は1万1,000円となり、平成25年度に繰り越しをいたしました。

（認定第6号 平成24年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について）

○栗生町づくり企画課長 続きまして認定第6号について説明いたしますので、174ページをお開きください。

認定第6号 平成24年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

簡易水道特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額1億5,381万3,000円、歳出総額1億5,273万8,000円、歳入歳出差引額は107万5,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は107万5,000円となり、平成25年度に繰り越しをいたしました。

（認定第7号 平成24年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について）

○栗生町づくり企画課長 続きまして認定第7号について説明をいたしますので、188ページをお開きください。

認定第7号 平成24年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

下水道特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額2億5,747万3,000円、歳出総額2億5,738万9,000円、歳入歳出差引額は8万4,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は8万4,000円となり、平成25年度に繰り越しをいたしました。

以上で認定第1号から第7号までの説明を終わります。

○佐藤議長 これから認定第1号から認定第7号までの質疑を行います。議案の順序で行います。

まず認定第1号 平成24年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

認定第2号 平成24年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

認定第3号 平成24年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

認定第4号 平成24年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

認定第5号 平成24年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

認定第6号 平成24年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

認定第7号 平成24年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号 平成24年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成24年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも置戸町議会委員会条例第4条の規定によって、4人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成24年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成24年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも4人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、置戸町議会委員会条例第6条の規定によって、1番 嘉藤均議員、3番 高谷勲議員、4番 岩藤孝一議員、5番 細川昭夫議員、

以上4人の議員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4人の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ただいま選任されました決算審査特別委員会委員に申し上げます。本日の会議終了後、議員控室において第1回決算審査特別委員会を開催し、委員長の互選を行うよう置戸町議会委員会条例第8条第1項の規定により、口頭をもって通知します。

◎日程第16 報告第5号 平成24年度置戸町財政健全化及び
経営健全化の比率について

○佐藤議長 日程第16 報告第5号 平成24年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率についてを議題とします。

本案に対し報告を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました報告第5号は、平成24年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率についてでございます。報告の内容につきましては、町づくり企画課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 報告第5号について説明をいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます報告となりますが、財政健全化の比率、経営健全化の比率、監査委員の平成24年度財政健全化及び経営健全化の審査意見について説明をいたします。

1の財政健全化の比率についてですが、平成24年度における健全化判断比率は実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率についての数値はございません。実質公債費比率が8.3%となり、前年度より1.1ポイントの減少となりました。なお、自主的な財政健全化計画などが義務付けられる早期健全化基準はそれぞれ欄に記載のとおりでございます。

2の経営健全化の比率についてですが、簡易水道特別会計、下水道特別会計ともに資金不足比率の数値はございません。なお、経営健全化計画を定めなければならないとされる経営健全化基準は、それぞれ欄に記載のとおりです。

3の監査委員の平成24年度財政健全化及び経営健全化の審査意見につきましては、審査意見書に記載されておりますが、いずれも是正改善を要する事項としての指摘はございませんでした。

以上で議案第5号の説明を終わります。

○佐藤議長 報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで報告済みとします。

◎日程第17 報告第6号 平成24年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について

○佐藤議長 日程第17 報告第6号 平成24年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告についてを議題とします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 教育委員会委員長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、お手元に配布のとおり、平成24年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済みとします。

◎日程第18 報告第7号 例月出納検査の結果報告について

○佐藤議長 日程第18 報告第7号 例月出納検査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 監査委員が平成25年5月31日、6月28日、7月31日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配布のとおりの結果報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済みとします。

◎追加日程第1 議案第59号 財産の取得について

○佐藤議長 次に追加日程第1 議案第59号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第59号は、財産の取得についてでございます。

議案の内容につきましては、学校教育課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 学校教育課長。

○葺島学校教育課長 議案第59号 財産の取得についてご説明いたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく財産を、次のとおり取得するものとする。

記

- 1 品名 スクールバス (いすゞガーラミオ SDG-PR7JJCJ 45人乗り)
- 2 数量 1台
- 3 契約方法 指名競争入札

4 契約金額 金20,790,000円

5 契約の相手方 北見市栄町1丁目3番地5

東北海道いすゞ自動車株式会社北見支店 支店長 林利美

参考までに入札結果についてお知らせいたします。入札執行日は9月17日で、指名業者は町外3業者でございますが、1社が設計規格の車両の取り扱いがないため辞退となり、2社の参加により行いました。入札回数は1回で落札しています。今回のスクールバス購入事業は平成25年度へき地児童生徒援助費等補助金のスクールバス購入事業補助金を活用し、なかよし号を更新するものです。納入期限につきましては、平成26年3月28日としています。

以上で議案第59号の説明を終わります。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第59号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから議案第59号 財産の取得についてを採決します。

議案第59号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第59号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎散会の議決

○佐藤議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○佐藤議長 本日はこれで散会します。

散会 11時39分

平成25年第7回置戸町議会定例会（第2号）

平成25年9月20日（金曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第55号 平成25年度置戸町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 4 議案第56号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第57号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第58号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 7 決議案第1号 事務検査に関する決議
- 日程第 8 意見書案第10号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」
のための要望意見書
- 日程第 9 意見書案第11号 道州制導入に反対する要望意見書
- 日程第10 議員の派遣について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第55号 平成25年度置戸町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 4 議案第56号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第57号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第58号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 7 決議案第1号 事務検査に関する決議
- 日程第 8 意見書案第10号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」
のための要望意見書
- 日程第 9 意見書案第11号 道州制導入に反対する要望意見書
- 日程第10 議員の派遣について

○出席議員（10名）

- | | | | | | |
|----|------|----|----|------|----|
| 1番 | 嘉藤均 | 議員 | 2番 | 小林満 | 議員 |
| 3番 | 高谷勲 | 議員 | 4番 | 岩藤孝一 | 議員 |
| 5番 | 細川昭夫 | 議員 | 6番 | 石井伸二 | 議員 |

7番 竹内雅俊議員 8番 阿部光久議員
9番 佐藤勇治議員 10番 佐藤純一議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上久男	副町長	和田薫
会計管理者	鎌田満	町づくり企画課長	栗生貞幸
総務課長	中村啓二	総務課参与	村松登喜男
町民生活課長	田中英規	産業振興課長	坂口博昭
施設整備課長	小鷹浩昭	地域福祉センター所長	鈴木正美
施設整備課技監	高橋一史	町づくり企画課財政係長	小島敦志
総務課総務係長	坂森誠二		

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	蓑島賢治
社会教育課長	今西輝代教	森林工芸館長	北山雅俊
生涯学習センター館長	深川正美		

〈農業委員会部局〉

事務局長 樋口輝夫

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 中村啓二（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	早坂豊	議事係長	佐藤百合子
臨時事務職員	中田美紀		

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、6番 石井伸二議員及び7番 竹内雅俊議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

9月19日に開催されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長にありましたので報告します。決算審査特別委員会の委員長には高谷勲委員、副委員長には嘉藤均委員が互選されました。その他の事項については事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 本日議会から提出された事件は次のとおりです。

- ・ 決議案第1号。
- ・ 意見書案第10号から意見書案第11号。
- ・ 議員の派遣について。

本日の説明員は前日の名簿のとおりです。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○佐藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

5番、細川昭夫議員。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 通告に従い、町長に質問をいたします。

まずはじめに、特別警報発表時の行政対応について伺います。気象庁は甚大な被害が予想される気象現象について警戒を呼びかける特別警報の運用を8月30日から開始しました。対象になるのは大雨、暴風雪、火山の噴火、津波など9種類で、警報発表後は市区町村も住民に対して注意喚起を行うことが義務化されました。50年に一度の災害を想定しているわけで、ほとんどの人が体験していない、予想もできない災害だと思います。

置戸町は自然災害の少ないところで、2年後に開町100年を迎えますが、町が破滅するような災害の記録もなく、住民の自然災害への意識は高いとは言えません。それゆえに特別警報発表時の住民への周知に難しさがあると思います。考えられるのはサイレン吹鳴ですが、火災発生時の非常サイレ

ンとは吹鳴方法を変え、このサイレンが聞こえるとすぐテレビを見る。その後の行動をどのようにするか。1年に一度は訓練することが大切かと思えます。これは特別警報の前の局地的な災害警報にも適用する必要があると思えますが、町長の考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 特別警報発表時の行政対応についてというご質問かと思えます。最初に、この特別警報について少しお話しさせていただきたいと思えますが、ご承知のように気象庁の特別警報については気象業務法の改正によりまして、今年の8月30日からこの運用が開始されました。大雨、暴風、大雪のほか津波、火山噴火、あるいは地震など、全部で9種類に区分をされておまして、直ちに命を守る行動を促すなど、これまでにない危険が迫っていることを住民に知らせるというものであります。この警報に相当する過去の事例であります。ご承知のように東日本大震災、主に地震と津波であります。この大震災のほか平成23年の台風第12号、これは大雨でありました。このほか平成24年の九州北部の豪雨、北海道にも被害をもたらしました。昭和34年、少し古くなりますが、伊勢湾台風。これは大雨、暴風あるいは波浪、高潮というような災害でありました。それから平成5年の北海道南西沖地震、これらが北海道に係る災害ということでの例としてあげられるかと思えます。

また、今月16日、台風18号の本州上陸に際しまして、京都府、滋賀県、福井県に対しまして、運用後はじめてであります。大雨の特別警報が発せられたところであります。本町は過去の歴史からも自然災害に強い町としてのイメージが定着しておまして、決して災害に対する意識が高いと、そのようにはなかなか言えないような状況でもあるというふうに考えております。

そこで、ご質問の新たに創設されたこの特別警報も含めまして、警報が発令されたときの対応についてであります。現在、気象庁の方から警報が発令された場合は、ご承知のように全国瞬時情報システム、いわゆるJアラートと言われるものであります。そして北海道総合行政情報ネットワーク、これらによって警報が受信できるということになっております。受信後町の方からは住民への周知は直ちに、ご承知のように置戸町防災行政無線あるいは町の広報車を活用してお知らせをするということ。また、今年度開始いたしました携帯電話を活用した緊急速報メールにより、置戸エリア内の携帯電話をお持ちの方に対しましてお知らせをいたしております。さらに高齢者や、体が不自由な方へは被害状況の確認も含めまして職員の個別対応により行うこととなります。

ご提案のありましたサイレンの吹鳴についての方法であります。ご承知のように現在は原則的には火災発生時のこの消防団員の召集のほか、春、秋、そして年末における火災予防期間等の火災などの、火災等に関する際の吹鳴ということが中心になっている、主なサイレン吹鳴の事例ということになっております。これまでの置戸町防災訓練においても、サイレン吹鳴により注意喚起あるいは訓練開始をお知らせをして来たという経緯はございますが、警報発令時における利用はしていないというのが現状であります。

しかし、本来サイレンの吹鳴は、火災発生時のほか、災害発生時の消防団員の非常召集などもするような、そうした目的をもって吹鳴していること。それから最近では緊急地震速報発表時に用いられております、NHKのチャイムの音。それからNTTドコモで使用しているブザー音の通り、警報発令時の報知音として広く認識されていることもございます。サイレンの活用については有効な手段

になりうるだろうというふうに思いますので、議員からもお話がありましたけれども、それらの方法なども検討したいと、このように思います。

また、災害発生を想定しての防災訓練のことでありますが、全町的な取り組みということでは、過去に平成21年度に勝山地区、そして平成22年度に境野地区で実施しております。地域ごとの防災意識の向上ということを目指してはいたわけですが、平成23年度以降については実施しておりません。過去のこの災害事例にもありますように、災害は何時発生するか予測のつかない出来事でもあります。行政としては的確な誘導、あるいは指示、命令などの措置と言いましょうか、そんなことを起こすためのシステムの再構築も必要であろうと、このように思います。町民の方には速やかな行動を起こすための行動マニュアルということも必要かも知れません。

いずれにいたしましても、これらのために万一の発生に備えた防災訓練の実施あるいは日常的な啓発活動の実施によって、災害発生時の体制づくりに万全をつくしたいと、そのように思っております。議員からご提案のありました、年に一度の訓練あるいはサイレン等による周知ということについても、改めてと言いましょうか、さらに方法等も加えて検討したいと、このように思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 いろいろと対策をお話いただきましたけれども、もちろん広報車での放送あるいは携帯電話のメールとか。どっちかという、やはりこういう災害発生時には高齢者が中心になると思うんですが、いずれにしても今町長が言われたような方法では、広報車はなかなか窓は閉まっていると聞き取れない。携帯電話、メールも不慣れであると。あるいは今テレビをかけていると地震速報なんかで緊急の音声流れますけれども、これもテレビをつけていなければ全く無意味だということ。それでまず私が提案したのは、やはりサイレンが、火災のサイレンが鳴りますとたいていは火事だということ、今、火事そのものも少なくなってきたので、そうそう関心もなくなってきましたけれども、以前ですと火災のサイレンが鳴るとたいていの人が表に出てどこだろうと心配したんですが、それもだんだん火事が少なくなってきた慣れということでサイレンにも驚かなくなってきたのが現状だと思います。

それでこの特別警報の時にはどうやってまず第一報を出すのかということ僕なりに考えて、まず火災発生時の5秒ですか、10秒ですかね、あれを繰り返して鳴るやつを、それを途中で2回鳴らすと一つ長いのを入れて、また短いやつを2回とか、そういうやつを行政なり住民代表などと相談しながら1回決めておければ。僕は毎年訓練をする必要があるというのは、実施訓練はもちろん大事なんですが、サイレンの吹鳴そのものが9月1日に鳴らしますよと前もって言うておいて、そのサイレンがどんなものなのか、何のためのサイレンであるかということ住民が忘れないために毎年毎年繰り返してやって、その時にどうするのかと。その後ももちろんテレビをつけて今どんな状態かを見てもらったり、あるいはその後の町の広報車が、あるいはメールをもっている人はメールを見るとか、そういう訓練にしていくということで。まず、ありえない災害、我々の常識外の災害の時の気象庁の特別警報ですからね。

これができたのも2年前の奈良県の十津川村の災害の時に、もう大雨洪水、あるいはもう崖崩れ、ありとあらゆる警報を出してしまったけれども、これ以上気象庁としては出しようのない、警報を出し尽くしたと。それであんなとんでもない災害が起きたと、そういう反省のもとでこの特別警報を今

回作ったと、そういう話を聞いております。さらに2日～3日前の新聞ですと、さらにこの特別警戒の上に、今5段階に分けて特別警報で4段階と、その上に5段階の警報を今度作るようなことも出ておりましたから、さらにまだ厳しい警報が出るのかも知れませんね。まずそんなことで、まず第一に特別警報がどんなものであるかを住民に周知させることが毎年繰り返し訓練させる必要があるのかなと。それとさっき言った特別警報に至らないまでも、今災害が少ない我が町でありますけれども、各地で竜巻ですか、あるいはゲリラ豪雨、考えられない集中的に、局所的に降るのはいつ我が町に降るとも限らない。ですから特別警報に発展しないまでも、そういう危ない奴には置戸町としてもサイレン吹鳴などの訓練をしておく必要があるのかなと、そんなことで訓練も兼ねたやり方を行政と住民との間でコミュニケーションを取れるようにやっていただければなと思っておりますので、そんな程度で今後進めて言っていただきたいと思いますと思いますが。よろしいですか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。特別警報というのが、先程申し上げましたように新しく出て来たわけですが、特別警報というものがいかなるものかということを知ってもらうことも重要なことだとは思いますが。ただ、議員も私も共通の認識だというふうに思っていますが、やはり比較的災害に強いという地域で生活しているものですから、テレビで大きな災害が発生している地域の報道が、なかなか現実の問題として受け止めるにはどうなんだろうかな、かなりトーンとしては低いように思います。しかし、いついかなる状況の中で、この町にもそうした災害が発生しないとも限らないわけですが、それらに対する対応としては、やはり日常生活の中で、災害が発生したときに、しかも最近出て来た特別警報なるものを含めてでありますけれども、命にかかわるような大きな災害が発生するような恐れがあるということも前提にしながら、自らの生命を守ると言いましょうか、そんなことをきちっと生活の中に位置づけしていく必要があるだろうというふうに思います。

それにはやはりまず訓練と言いましょうか、そんなことがやはり必要になるんだろうなというふうに思います。今まで、先程もちよっと紹介しましたけれども、過去にやってきた中身というのは率直に申し上げまして、何月何日の何時からやりますというようなことで、前もって知らされているというようなこともあって、ある種セレモニー的な感じも参加している住民の方々にも少なからずそんな思いもあったんじゃないかなと思います。したがって、今度訓練をやるときには少し手法を考えてやっただけで済ませないかなという感じがいたします。例えばですけれども、1週間なら1週間の中で、この間で何曜日になるか分からないけれども、訓練をやりますという中で、一定期間の中でいつ起こるか分からないというか、いつ発令になるか分からないということも含めて、やり方について工夫をしてみたいなど。そうした中でこうした災害に対する意識付けと言いましょうか、そんなことをより高めていきたいと、そんなふうにも思います。

いずれにいたしましても、最近の災害は特に局地的な災害ということが全国各地で発生しておりますので、そんなことも念頭に置きながら、また訓練の方法についても、そして周知の方法についても再検討と言いましょうか、したいなど、このように思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 いかにも住民に周知してもらうかということとは本当に大変なことで、

先程勝山と境野で避難訓練をやられたと報告がありましたけれども、その前年には川向地区3町内でも小学校を中心にしてやっております。参加した人たちの、ごく一部ですけれども、そういう意識は高く、我々町内会で集まった中でいろいろ話しをしていて、大雨やダムの決壊で川が氾濫したら、川向住民センターに避難しても沈んでしまうよねとか。そうしたらグラウンド、町営球場のバックネット、あれは基礎コンクリートだから、あそこなら屋根もあるし、あそこに逃げたらどうだろうかという話。そんなところに逃げて何人乗れるのかとかかって話したりしてね、いちばんいいのは高校の2階がいちばん高いいいよって、そんな話をして。あれだけど、あれは日曜日になったら錠が掛かって避難できないよとか。巷でごくわずかですけれどもそんな意識を持っている方たちもいるわけなので、こんなことで広げていただければ。やはり私も含めて消防団員を長くやっていますけれども、火事に対すること、あるいは水害に対することに結構安堵感があって、半分ぼけてきていますからね、その喚起をしてやっていくことが大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次にベッシン作品の再活用についてお尋ねをいたします。中央公民館の中庭、パークゴルフ場に展示してあったベッシン作品が撤去されて久しくなります。この際ダム上流の体験交流センターに展示してあるアオサギも引き揚げて、鉄道跡地公園整備に併せて、大通商店街の公衆電話「ラ・ポラポラ」、そして工芸館前庭にあるフクロウまでを線上に結ぶように3体を展示して技術価値を高め、商店街から工芸館への導線となるように設置することを考えてはどうでしょうか。もちろんその際にはベッシン先生の業績、芸術的な価値を名盤で表示することも忘れてはなりません。いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 ロベルト・ベッシン氏の作品の再活用についてというご質問かと思ひます。ミスターロベルトは平成4年から山村留学によって親子4名で来町されました。3年間をクラフトアドバイザーとして青銅棒と言ひましようか、それと鉄を素材として鳥の彫刻づくりに活躍をしていただきました。平成5年に森林工芸館の前庭になりますが、ここにシマフクロウから平成10年の大通り商店街のポケットパークの公衆電話、このボックスの中にフクロウの親子まで、それから勝山温泉ゆうゆ、この場所等も含めてであります。置戸町内に7体の彫刻を設置しております。

撤去しております2体の経過について申し上げます。まず、中央公民館に設置しておりましたアオサギの親子であります。長年の中庭への落雪によって平成13年頃からだと思ひますが、破損して、なかには状況をいろいろ見ますと、一部紛失したという部分もございまして、なかなか修復のメドが立たなくて、現在はその本体を保管しているというような状況であります。それからもうひとつのおけとパークゴルフ場の第2駐車場の入り口に設置しておりましたクマゲラの親子であります。これについては昨年の4月、設置しておりました丸太の根本の部分が腐食しまして、倒壊の恐れがあったことから撤去したということになります。彫刻本体に損傷はありませんので、現在保管中ではありますが、再設置の場所、あるいは設置方法の検討をしている段階であります。今の段階としては適切な方法あるいは場所等も含めてありますが、結論的に出していないという状況であります。しかし、これらはいずれも大切な彫刻作品でありますので、再設置などの取り扱いについて早急に検討して結論を出していきたいと、このように考えております。

そこで議員の方から銀河線跡地の公園整備に併せて設置してはどうかというご提案であります。

率直に申し上げましていろんな考え方、また方法等についてお考えがあるだろうというふうに思います。議員からおっしゃられたこともひとつの考え方、提案であろうと、このように思うわけですが、ロベルト氏の作品についてはすべて設置場所を想定してから、その場所でデザインをして創作をしたというふうに聞いております。そんなことを考えますと、それぞれ現在設置されている場所というのが製作者の方にとりますと、やはり基本的にはそこがふさわしい場所だということがあっての製作活動だったんじゃないのかなというふうに思います。

しかし、それぞれの彫刻が置かれてから20年近く経過しておりますので、周辺の風景あるいは状況というものもいろいろ変化してきておりますので、これからいろいろと検討してみたいなというふうに思います。芸術的な価値というのはいか程か計ることは避けたいというふうに思います。青銅棒あるいは鉄を巧みに使用した特異なと言いましようか、特徴的な手法でありますので、私どもとしても貴重な彫刻作品であるということは間違いのないものだというふうに認識をしているところであります。作品の紹介については、これまであまり行っておりませんが、今後町のホームページだとか、ぼぽぼなどの公共施設、また、それぞれの彫刻のある場所などで、この作品の紹介についても行っていきたいと、そのように思っております。そのことによってこの彫刻の価値というものがさらに高まっていくことを期待していきたいと、このように思います。

いろいろご提案をいただいたことも含めてであります。これから検討していきたいと、このように思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 いちばん奥のいちばんでかいアオサギですか、行政としてはあれを動かすとすると、かなり我々も含めて一般住民が行政に持ちかけてもなかなか腰が上がる程重い。ちょっと表現がまずいかも知れませんが、あれを持ち上げていくのはかなり重いでしょうけれども、あれがどうなのかなと。あれがかなりのメインで、あれを森林公園まで運んで来るとかなり見ごたえがあるのかなと。来た人たちもちょっと仰ぎ見ると言いますか、それがメインで、あつと5つが並ぶわけですからね、今町長、ベッシン先生が当時のいちばんいい場所にああいうふうに配置をしたものだという事は、それはその通りだと思うんですが、ですが当時ベッシン先生が造った時には置戸の町はこのようなものになるとは夢にも思っていないですし、ましてや、この鉄道が廃止されて公園ができるなんていうことも夢にも思っていない。ですから町の形態が変わるときを利用して、点在しているベッシン先生の作品を導線のようにつなぐことは、かえって僕はベッシン先生がここにいたとしても賛同してくれるのではないかと、そのように思いますので、親子のクマゲラ、それから中庭にあった奴ふたつは今外されているから、それは移動するのは、そうそう再展示するには苦労はないと思うんですが、奥のまで外して持ってくる、仮に皆さんの会議の中でいいということになった場合に、行政として、あるいは町長の思いとして、それは可能性があるかどうか、そこをちょっと1回確かめておきたいんですが。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 アオサギは森林体験交流センターのところに平成6年に確か設置されたというふうに思っています。高さも8メートルくらいありますのでかなり大きなものであります。また、ゆうゆのところにもシロハヤブサでしょうか、ライトアップされて、大変ロベルト自身は、ゆうゆのどこ

ろは場所もいいというか、いろんな人が見てくれる可能性がある場所ということでも非常に喜んでおりました。

議員の方から言われました森林体験交流センターのところのアオサギというのは観光客の方も含めてでありますけれども、なかなか見に行ってくれるとか、施設そのものの利用というものもあまり多くないというようなことで、もう少し人の目に触れると言いましょか、いろんな方が見ていただけるような場所にといいことの思いが多分あるというふうに思います。先程も申し上げましたけれども、基本的には制作者はこの場所でこういう鳥がいいだろうということで制作をされたというふうに思います。そのことはとても大事にしなければやっぱりいけないんじゃないかなというふうに思いながらも、20年、20数年経ちますと、今申し上げたようないろんな変化もありますから、そうした中で検討したいなど。全然動かす予定はないというような、そういう結論には達しておりませんので、全体的にいろんな方のご意見をいただきながら検討したい。ただ、銀河線跡地のところの整備の中でロベルトが製作した全作品について、そこに全部集めるという考え方はないということだけは申し上げておきたいと、このように思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 ゆうゆのハヤブサはね、あれはあそこが閉鎖しない限りはあそこに置くのがベストだと思いますし、あれを動かすつもりはないと思います。ただ、はじめ提案したように五体を今既存の電話ボックスと工芸館前とそれにあと3つを合わせて導線にさせていただきたいと、まあ、そんな提案ですのでぜひ検討していただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○佐藤議長 3番、高谷勲議員。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 通告にしたがいまして町長にお聞きします。置戸町におけるジャガイモシストセンチュウの今後の対策についてお聞きをいたします。

置戸町のシストセンチュウの発生は一昨年7月25日の町内の植物検診において発生が確認されました。私共馬鈴薯耕作者にとっては余りの突然のことに愕然とした思いがありました。特に発生地域には種いもの耕作者が多く、今後の種いもの生産にも大きく影響するような大事件でありましたが、直ちにまん延防止のための対策として防風ネットの設置や隣接する種イモ農家の土壌の入れ替えを実施いたしました。また、植物防疫法の植物検診、土壌検診を実施し、他の土壌でのまん延は確認されませんでした。また、発生圃場からの土壌流失防止の対策として、道道から発生農家までの取り付け道路のかさ上げや火山灰による集積場の設置、洗浄機の設置を、町の支援をいただいて対策をいたしました。これらの対策が功を奏し、その後の発生は現在ありません。

先日置戸タイムスにシストセンチュウについての記事がございましたが、新たな発生の圃場がなく、まん延防止対策の効果が上がっているというふうにあります。偽りとは申しませんが、誤りとは申しませんが、抵抗性品種の効果で密度の低下というふうにはありましたが、実際にはそう大きな効果が見られておりませんし、前年対比では逆に密度が増えている場所もございました。これらの結果からしても、まん延は防がれているものの、密度を下げる効果は思う程上がっていないのが現状であります。特に抵抗性品種として「さやか」が播種されたわけですが、本来「さやか」というのはセンチュウの密度の低い場所には効果がありますが、高密度の場所にあつては、また逆の効果がある場合があるということでもありますので、今回の発生農家は所有の農地のすべてが自宅の周辺にあり、すべて

の作業が道道に出なくても作業ができる条件にあります。土壌が外に出ることがないため、まん延が防がれているものと思われます。

発生から2年が経過をしており、他の発生の状況がないことから、時が経つとともに周辺の農業者の意識も低下をしつつあるというふうに思います。しかし、発生圃場の密度は決して好転しているわけではありませんし、環境で守られているわけでありまして、事態は好転しておりません。さらに発生農家が離農しておりまして、農協が組織しております対策協議会ではなかなか深く関われない状況にあります。行政が主体の対策本部と協議会が連携をとっての対策が十分とれない状況にあります。

そこで町長にお聞きをいたしますが、今後どのような対策でまん延を防いでいくのか、また発生圃場の密度を下げていくのか、新たな対策が仮にあるとすればお聞きをしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 置戸町におけるジャガイモシストセンチュウの今後の対策について、特に新たな対策があるのかというようご質問かと思えます。議員が詳しいだけに、新しい対策があるとすればアドバイスしていただければありがたいなあと、率直に言って思います。今、平成23年7月25日に発生したわけではありますが、行政としては最大限この対策に意を用いて来たという思いであります。もちろん、関係機関であります農協や北海道、それから網走の総合振興局、関係機関のいろんなご指導ご協力をいただいて、このジャガイモシストセンチュウの植物検診において、特にいろいろな対策を講じて来たというふうに思います。

率直に申し上げて、結論的に言えば、もちろん発生した農家にとっても不幸でありましたし、原因がいか程にあるのか、どこにあるのかという、これも非常に難しいというふうに思います。そうした中で対策でありまして、これは率直に言って一つの地域の中で完結できるというものではないというふうに思います。そうした意味ではオール北海道として、このジャガイモシストセンチュウに対する対応と言いましょか、対策というものを考えなければいけないんじゃないかというふうに思います。そうなりますと、行政体としては北海道を中心として、全道のすべての市町村が農協団体と一緒にこうした問題について対策を講じていかなければ、真の対策を講じたということには私はならないだろうというふうに思っています。しかし、そうは言っても全道的な対策を、あるいは組織を立ち上げるにはまだまだ時間がかかるというふうに思います。当面のことで言えば、当然ながら管内の、しかもこの置戸の地域における対策をどうするのかということになってくるんだろうと、このように思います。管内紐解いてもこのジャガイモシストセンチュウの問題について言えば、いろんな町で発生してきております。ですから、それぞれの馬鈴薯を作っている市や町村からすると、対岸の火事だなんて言っていられないという大きな課題だというふうに思います。

そこで議員の方から抵抗性品種の「さやか」の問題についてもお話がありました。高密度のところではいかなものかというお話もいただきました。そうしたことを考えますと、冒頭申し上げたような広範囲な、また高いレベルでこの対策を議論する必要があるだろうというふうに思います。発生圃場について、もう農業者でないというようなこともありますので、周辺のと言いましょか、タマネギの耕作者の方、また種子馬鈴薯を作っている人たち、この人たちが発生した農家に対して直接的にものを申すということがなかなか難しいという状況にもなっているわけでありまして。そのことは私としても十分承知をしております。JAきたみらい農協の人たちもそのことは十分承知していると思

います。そうした中で、これから真に、現在は一定程度の、一定程度のと言いましょか、最大の努力はして来たつもりでもありますし、その効果は功を奏しているというふうに今思っておりますけれども、それが広がらないという保障はどこにもないわけでありまして、そうした意味では冒頭申し上げた関係機関、あるいはもちろん生産者の方々もそうでありますけれども、一緒になって対策をこれからは考えていきたいなど、そういうふうに考えております。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 町長の方から答弁をいただきましたけれども、新たな対策という部分ではなかなかこれだという、そういう対策が見いだせない状況にあるんだなというふうに承知をしております。実は私が平成19年に議員になって9月に最初の一般質問をしたときの内容がシストセンチュウに関わる、そういう問題で、置戸町に対する侵入防止対策と、そんなことで質問をしたような記憶がございます。と言うのは、その時、平成19年の7月に隣町の訓子府町で植物検診の結果、ジャガイモシストセンチュウの発生を見たわけでありまして、それから訓子府においては5カ所でそのシストセンチュウが発見をされております。訓子府町としても非常に大きな問題でありますし、それらに対する対策としては、やはり他の圃場にそういうものが侵入しないようにするという事で、例えば収穫期のコンバインでありますとか、そういったものの徹底した洗浄、それからビートの輸送なんかも含めて、そういう対策をとっていますし、また、抵抗性の品種としてスノーマーチを訓子府町においては栽培をしております。それらの抑制効果というのは十分に今現れて、これら5カ所からはほとんどその検出をされない程度まで密度が下がっているというふうに聞いておまして、やはり、そういう徹底的な対策に対する組合の意識であるとか、周辺の意識が、やはり大事なのだなという部分では、その辺について置戸町としてやはり取り組んでいかなければならないのかなというふうに思っております。

本年、いわゆる発生の、今現状組合を脱退しておりますから農家と言っていいのかわかりませんが、日頃の管理状況を見ていると果たしてそういう危機的な意識があるのかどうかという部分については非常に疑問なところもあるわけでありまして、なかなか農協も組合を離れておりますから、直接いろんな部分で関わって話をする部分についても足りない部分があるんでないかなというふうに思います。したがって、十分な対策が今取れない状況の中で、密度が高いまま、その状況の中にいるという部分が非常に大きな問題で、やはり一度密度を下げた状況の中で封じ込めた中で、その後維持していくような対策をきちっと考えていかなければならないというふうに思っております。現状、作物が植えられない、そういう状況の中で、例えば発生する農家の経済状況なんかも実は考えていかないと、十分な対策を講じられないという思いもあります。

この間ちょっと、他の件で勝山のハウスの処分の関係の時に、行政が農地を持つことができないという、そういう決まりもありますから、やはり周辺の農家の人たちとある程度一つ覚悟を決めて、あの土地をその周辺の農家がきちんと管理できるような体制、そういうもの1回考えてみてはどうかと、そんな思いがありますので、もう一度町長からお考えをお聞きしたいと思っております。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 お互い、このシストセンチュウに対する対応の難しさと言いましょか、私もそれなりに理解をしているつもりでありますので、非常に苦慮しているというのが現実であります。も

ちろん、このセンチウの密度低減だとか封じ込めということについて、先程も申し上げましたけれども、一定程度の成果は上がっているというふうに思います。しかし、当然ながら飛散防止だとか拡散防止対策ということは当然ながら必要なわけでありまして、そのための作付にかかる費用の問題だとか、あるいは作業機械の確保の問題だとかということ、非常に課題もたくさんあるわけでありまして。しかし、それが広がることよっての大きなマイナス要因ということを考えますと、やはり、より角度の高い、今申し上げた飛散防止だとか拡散防止、そうしたことが広がらないための大きな対策と言いましょか、ということについては当然のことだというふうに思います。それが今やらなければならないのかという思いも率直に言っております。ですから、発生したこの圃場について、周辺の人たちはもちろんそうでもありますけれども、この馬鈴薯の生産農家の関係者と言いましょか、その人たちも注意深くと言いましょか、注視して行政と一緒にあって、また先程来申し上げているような普及センターもそうでもありますけれども、こうした人たちも含めてのことでありますけれども、きちんと検証していく、そのことが今当面やることかなというふうに思います。

それからハウスのことについては今2棟のうち1棟についてはビートの育苗をしたいというところにお貸しをしたいというふうに思っております。ただ、もう1棟については具体的なものは今出ておりませんが、今年から来年にかけてということになりましょか、ビートの育苗の動きと言いましょか、こうしたこともあるのかなというふうに思います。

全道的にはビートの作付が非常に落ちてきているということ、それからT P Pの問題でこうした問題についてどういうふうになっていくのか、そうしたことも多分に影響してきますけれども、もう少しそうしたことを含めて状況をみたらどうかと、今はそのように思っております。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 勝山のハウスの話は、要するにあの地域をもとに復元するとすれば農地として復元ということで、行政が農地を持つことは好ましくないと、そういうことなものですから、いわゆる発生圃場の取り扱いについて今ある発生農家から切り離すというのは表現としてちょっと違うのかも知れませんが、我々が直接しっかり管理できるような体制にするためには、今作付もされておられませんし、経済的にはあの農地を持っていることで、あの農家が生計を立てているという意味ではないわけですから、そこをなんとか考えたらどうかと。そのためには周辺の農家の人たちもある程度覚悟を決めなければならないかなと、そういう思いがあります。切り離すというのはちょっと違うかも知れませんが、そういう対策も一つの方法として、十分に密度を下げた中で封じ込め対策を考えていきたいと、そんな思いがありましたのでその話をさせていただきました。

そもそもセンチウそのものは自ら動いても一生のうちに1メートルも動けないという状況の中で、発生の要因というのは人であったり動物であったり、あるいは気象的な条件であったりと、そういうことが発生の要件だと思いますので、その辺もしっかり封ずる対策が必要なんだろうと思っております。

火山灰の集積場であったり、洗浄機であったり、そういうことの対策ももちろんそうなんです、やはり出入りできないようなきちんとした対策がやはりひとつ必要なんだなという思いがありますので、私も新たな方策というのはなかなか思いつきませんが、敢えて思うとすれば、発生の農家からその農地というか、その部分を切り離すというのはちょっと表現としては好ましくもないかも知れ

ませんけれども、そういうことをひとつ考えて管理をするような、そんな方法が必要なのかなと、そんな思いでありまして、もう一度町長のお考えを聞きたいなと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 農業者でないという状況の中でのことでありますから、なかなかもう農業者じゃないから農協サイドからはなんと言ったらいいんでしょうか、もの申せない。ある種八方ふさがりの状態だという思いからの今の話だと思います。しかし、先程もちょっと触れましたけれども、原因が特定されないというところの難しさがいちばんあると思います。それだけに今農業者でないといっても、一人の町民の方でありますから、なかなか行政としても原因が特定されない、はっきりしない中で、発生源そのものがこの場所だということははっきりしていますから、そういう意味での指摘と言いましょか、お話し出来るとは思いますが、やはりなかなか非常に難しいと、シビアな問題だと言うか、デリケートな問題だというふうに思います。ただ、多くの耕作者の人たちが大きな悩みを抱えているということだけは十分承知をしておりますので、耕作者の人たちの協議会なり対策の組織も作っておりますので、対策本部も作っておりますので、2年前だからといって決して私どもも忘れてはおりませんので、対策本部の会議をできるだけ早い時期に設けて、またこれからの対応策について皆さん方のご意見をいただきながら、行政としても責任ある対応と言いましょか、果たしていきたいと、このように思います。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 その密度を下げた中で管理できる体制づくりというところがいちばんの目標というか、そういうことなんですが、今申し上げられましたように、対策本部それから対策協議会、それから防除対策の専門部会というのもありまして、これらが連携を取りながら十分に対策を打っていただきたいなという思いであります。

議会の中の常任委員会の中の所管事務調査の中でも、産業振興課の部分からもうシストはいいだろうというような意見も出ておりますけれども、事態は好転していないわけでありまして、やはりそこをしっかりと皆さんが意識していただいて、やはりこれで安心だということまではなかなかいきませんが、そういう対策を講じられるような、そういうことを切に願っておりますので、今後に期待をしたいなというふうに思います。以上で終わります。

○佐藤議長 4番、岩藤孝一議員。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして町長に一つ、それから教育長に二つ質問をしたいと思えます。

まず一つ目、町長に対する質問ですが、先程細川議員の方の質問とかなり重複する部分がございます。重なる部分は答弁の方はしなくても結構と言いますか、いいというふうに思いますので、まあ簡潔にお答えいただければというふうに思います。

町内に点在するベッシン作のモニュメントの今後の取り扱いについてということで町長にお伺いいたします。先般の総務常任委員会にて説明がありました。公民館中庭に設置してあったものは平成17年に撤去、パークゴルフ場のものは去年撤去ということでございました。そしてまた町内各所に設置してあるものは、所管もはっきりしていないというような説明もありました。そんなことを踏まえ、ロベルト・ベッシン作のモニュメントについて、町として今後どのような位置づけで展示していくの

か、どのような価値、物語を描いていくのかをお伺いします。という質問ですが、先程細川議員の答弁の方で、今後も価値を高めるよう進めていきたいというような答弁もございましたので、そのあたり重なるかと思いますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 ロベルト・ベッシン作のこのモニュメントの今後の取り扱いということでありまして、また細川議員のご質問に対しての答弁重複は避けて簡潔にというようなお話がありました。できるだけ重複しない形で申し上げたいと思いますが、先程も申し上げましたように、やはりその制作者の思いというのは率直にいて私どもでは計り知れない強いやっばり思いというのがあったらというふうに思います。置戸の町で数年間生活をしてきて、町のことについてもかなり知っている方だったというふうに思います。それだけにこの場所にはこういうものを造りたいなという、やはり強い思いがあって、そのイメージを大事にしながら制作にあたってこられたんだらうなというふうに思います。

ですから、先程も申し上げた現在保存をしている2つについての1つも中庭という場所についての一定程度の心配ということも彼は彼なりにあったのではないかなというふうに思います。なぜなら豪雪地帯と言いましょか、雪が降る地域でありますし、また中庭でありますから雪の心配も少なからず彼なりにあったんじゃないかなというふうに思います。しかし、それとてやっばりこの中に自分のそうした作品が設置されていることによって、あのまわりを歩く人たちに対して自分のそうした作品が一定程度やはりなにがしかのインパクトを与えるんじゃないかという思いの中で私は造られたんじゃないか、あるいは設置されたんじゃないかなというふうにならぬと思います。それだけに制作者のそうした思いや考えというものは、やはり基本的に大事にしなければならないというふうに思っております。そうしたことで言えば、先程もこれも申し上げましたけれども、特異な作品と言いましょか、特徴的な作品だというふうに思ってますし、置戸の自然あるいはこの周辺の風景、それらとマッチすることによって今の作品が生きているというふうに思ってますので、そうした点を崩すことのないようなことをこれからも考えなければならないというふうに思ってますし、町のシンボルと言いましょか、シンボルの象徴のひとつとしてしっかりと作品を守って後世にと言いましょか、伝えていきたいなと、今そのように考えております。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 町長の方から場所を移動するということに関しての答弁をいただいたわけですが、全く言われるとおりに、例えばダムのところにあるモニュメントひとつにしてもやっばり背景があるから作家本人はあそこにああいう形にあの規模のものを造ったんだというふうに思います。公民館中庭、先程の説明で町内に7体のモニュメントというようなこともありましたけども、それぞれがそれぞれの背景の中でどのように造れば一番栄えるのか、どのような思いが伝わるのかというようなことを想像してあのモニュメントができたんだというふうに思います。ですから簡単に作者の意向を無視して移動するだとかということは簡単にはできないのかなというふうにも思います。

ただですね、町外から来た方によく聞かれるんですが、例えばモニュメントひとつを見たときに、どうしてこれって置戸にあるのって、誰が造ったのってというふうに聞かれるんですよ最近。そのとき

にどうも答えようがないと。昔置戸にベッシンというアメリカ人がいてさとかってという答え方はできるんですが、もう20年前というようなお話もありましたけれども、どうもロベルト・ベッシン自体の置戸町の町の中での価値と言いますか、先程質問でも言いましたけれども、物語と言いますか、そういったものが少し欠けちゃっているのかなというようなところがあると思います。ここ数年置戸にもベッシン自体が来るということもありませんし、当時山村留学という形で家族ぐるみで置戸に came ました。大通り商店街を作るときには、商店街の看板の支柱を作るというようなことで、町内の中にロベルト自身がかなり深く関わりながら溶け込んで、置戸の街づくりに参画してたのかなというふうにも思います。

先程クラフトのデザインアドバイザーというようなことも町長の方から言われましたけれども、クラフトの関係者としてもそういう意味でロベルトの存在というのは大きかったのかなというふうに思います。そういう意味で先程細川議員の方からの答弁漏れと言いますか、質問にもあったんですが、もう一度置戸に来てもらう、招へいするというような考え方はないか、また来てもらってもう一度修復なりというものをしてもらいながら、また置戸の中の彫刻を新たに造るかどうかは分かりませんが、もう一度見直すという作業も必要ではないかというふうに思います。そのあたり町長いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 先程の2つの作品について、今保管しているという状況だということを申し上げました。破損しているものもありますし、修復しなければならないということもあってのことですけれども、率直に申し上げまして単に溶接等で付けたからいいというものではないというふうに思います。もちろん小さな修復の部分であれば別でしょうけれども、作品の全体を考えたときにはそう簡単な修復作業ではないだろうというふうに思います。そうした意味では制作してくれた制作者のロベルトそのものに、ご本人に修復をしてもらうということが一番いいことなんだろうというふうに思います。ただ、私もちょっと付き合いがあったんですけれども、年数がだんだん経てきますと距離も離れておりますので、最近はやりとると言いましょうか、年賀状のやりとりも来なくなってしまうような状態があるんですが、アメリカ人なのはよく知っていると思います。ただ、今はどうもスイスの方で生活をしているんでないかというお話もありますので、彼のいろんな事情もその間あるんだというふうに思います。

しかし、今議員からもお話がありましたし、私自身も修復にはやはり一番いいのは制作してくれたご本人に修復してもらうのが一番いいだろうというふうに思いますし、先程来その設置の場所の問題も含めてでありますけれども、ご本人の意向を聞けるような、そういうものがあれば一番いいなどは思っています。来ていただくには制作者のロベルトの都合もありますから、いろんなやりとりをするなかでお互いがこうなんて言うんですか、協議が整えばの話ですけども、来ていただくことも一つの方法と言いましょうか、やぶさかではないというふうには思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 町長の方からロベルト自体がどこにいるかも分からないというようなこともありましたけれども、できる限り来ていただけることがベストだろうというような答弁をいただきましたけれども、先程も言いましたけれども、ただ単に置戸に来るとか、修復に来るとかそう

いうことだけじゃなくて、やっぱりロベルト自体が置戸に住んでああったものを置戸に残してくれたというその物語と言いますか、そういうことがやっぱり根底にあるからこそロベルトのモニュメントが置戸で際立つというか、置戸に存在感があるというか、そういう価値を見出すということになるんだと思います。ですから来てもらうことが第一歩ということになるんでしょうけれども、でき得ればその後の今後のことも含めてですね、置戸の町としてロベルト自身あるいはロベルトのモニュメント自体をどのように位置づけていくかということをしっかり考えてやっぱり進めていくべきかなというふうに思います。そのことを町長に言いまして次の質問に移りたいと思います。

○佐藤議長 それではここで休憩をいたします。11時5分から再開します。

休憩 10時45分

再開 11時05分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、岩藤孝一議員。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 それでは次に二つ目の質問ですけれども、教育長へ質問いたします。

今年度43回目を迎えたおけと子ども七夕まつりですが、多くの関係者のもと開催されました。子供の数が減っているとしても、とても有意義な内容だったというふうに思います。

そこで伺いますが、平成21年度より5年間にわたり花火の打ち上げ代費用ということで育連協の会長さんですとか、またどんぐりの父母の会の会長さんですとか、またそういった関係の方々が募金箱をぶら下げて町内のあらゆるイベントの会場内に来て、子供たちに花火を上げたいんだけれどもというようなことで募金活動をしております。最初1、2年のことならばそれでもよろしいんでしょうけども、ここ5年間にわたってということです。予算書等も見せてもらいましたけれども、この花火に対することだけの募金活動ということになっています。もうそろそろ予算付けして来年度からはそんな募金活動しなくても七夕まつりが開催できるようにしてはどうかというふうに思いますので、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔登壇〕 子ども七夕まつりにおける花火打ち上げに際しての募金活動、また予算組みについての質問ですが、議員の方からお話のあったとおり、おけと子ども七夕まつりの花火募金については平成21年度から始まって5年が経過しています。この募金活動についてですが、20年度まで花火打ち上げを依頼していた業者が廃業され、別な業者に変更した際に花火の値上げが行われました。置戸町では七夕で子どもたちに打ち上げ花火を見せる唯一の機会でありましたので、ぜひとも継続しようということでこの値上げ分を地域の善意である募金にというアイデアが出されて実行委員会で取り組みをすることとなりました。年度によって多少の取り組みの違いはありますが、概ね公民館、生涯学習情報センター、大通り商店街での募金箱の設置と体育協会などのビールパーティーでの募金呼びかけを行ってきております。現在の花火の経費は40万円です。その財源は町からの交付金、花火協賛金として商工会、観光協会、防犯協会、交通安全協会からの合計7万円、そしてあの募金を併

せて実施しております。

なお、この募金活動については5年目を迎えたということもあって、実行委員会内外から募金に頼らない花火の実施を望む声が出ているというのは承知しております。花火大会の財源確保については厳しい状況となっておりますが、置戸町で唯一の花火大会ということもあります。子供たちばかりではなくて町民の多くが花火大会の時間に合わせて足を運ぶ姿もありますし、また実施にあたってご苦労いただいている方々も花火大会が楽しみという声を聞いておりますので、これからも実施していきたいというふうに考えているところです。

次年度のおけと七夕まつりの花火大会の実施に関わって、議員から質問のあった募金活動についてですが、これに関してはご苦労いただいている関係団体の方々にまずは感謝を申し上げたいというふうに思っております。募金活動ですが、これは決して強制されたという思いにこうさせてあってはいけないというふうに思っております。子供たちのために花火大会をという善意、その思いが詰まった募金でなければならないというふうに思っております。例えその人数が少なくても、額がわずかであっても、それを利用してこの実施できた花火大会、それが私たちの七夕まつり、手づくりのこの温かな七夕まつりという思いにつながっていくのではないのかなというふうに思っています。それはこれからも大切にしていきたいなというふうに思っています。

花火大会実施にあたっては、議員のおっしゃるとおり予算等ちょっと考えていかなければならない問題等あるというふうに思っていますので、早い時期から関係団体としっかりと協議していかなければならないと考えておりますし、その募金活動については負担になることのない実施に向けての検討を進めていく必要があるなというふうに考えているところです。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 今、教育長の方から答弁いただきました。ちょっと分からないところが最後あるんですが、負担のないということでの募金活動ということなんですが、募金活動自体は継続してやっていくということでしょうか。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 やはり答弁の中でも言いましたけれど、子供たちにぜひ花火大会をという、そういう気持ちの中で出していただく募金について、それはやはり温かな花火大会につながっていくというふうに思っていますので、その部分は議員のおっしゃるとおり、大変かと思いますが、ぜひとも募金については今後も続けていきたいというふうに思っているところです。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 教育長の方から募金活動を続けていきたいという答弁でした。確かに言われることも理解するところもあります。何から何まで行政におんぶにだっこで七夕まつりをやるということが本当にいいのかということも理解できます。町内の方々の善意、また各団体からの協賛金、そういったもの多くの方々の協力のもとで七夕まつりが成り立っているんだという、そういったものがその予算の中にも反映されているんだということもそれも理解します。

ただ実行委員会の形式と言いますか、参加される方々を見ますと、自分自身でも若い頃にはそうでしたけれども、PTAですとか、本当に町内いろんな団体の方々が当日関わって当日手づくりでお祭りを作り上げてると思っています。そういったことを考慮しますとですね、予算書の中にありますけれど

も、花火募金代ということでもう端から予算組みしているんですよ、花火代金を想定しているんですね。今年度でいうと13万6,000円某の収入として見込んでおります。これが例えばですね、13万円某が集まらなかったとした場合に花火が上げられないということになるのではないかなというふうに、この予算案を見る限りでは読み取れます。

そういったことを考えますと、やはりその確定しないで募金というものは、基本的にはやる意味合いというのは理解できますけれども、この予算の中に僕は繰り入れるべきではないなと思います。そのあたり、その金額の問題じゃないんですけれども、そのことを続けていくことが本当にいいのかどうか、そのみんなで作上げる七夕まつりだという意味合いは、別に募金活動でなくても僕はいいのではないかなというふうに思いますけれども、教育長いかがでしょうか。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 予算組みに入れている募金の金額なんですけれども、その部分については前年度募金に集まった部分、スタートがそうせざるを得なかったという状況がありますので、前年度集まった募金の部分について予算組みしているものです。

ですから現在非常に募金に対して負担をかけているというような状況があれば、それは何が負担になっているのかということら辺もしっかりと考えて、その部分はなくす方向でやっていきたいというふうに考えているところですので、その募金の額が少なくなったなら少なくなったりのなかで予算組み等もこれから考えていきたいというふうに考えております。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 募金の金額が少なくなればなっただりの予算編成で考えていきたいという。毎年きっと14万円程度の募金が集まって花火募金ということで収入に見込んでるんだと思いますけれども、昨年度の募金の中から支出するのでということでは多少の前後があっても問題はないということですが、ということは特別会計というものを別にもってこの七夕まつり実行委員会というのは実行されているということではよろしいのでしょうか。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 その募金の金額についてですけれども、今年集まっている金額が7万5,588円です。それを次年度の花火大会の経費として予算組みして次年度の花火大会に充てるという、そういう形になっています。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 収入支出それぞれ本年度の予算額で92万9,000円というふうになっています。今年の募金額が7万5,000円某だというような今お答えがありましたけれども、収入の予算額では13万6,000円と、単純に引くと5万円程募金額が少なくなっているのかなと思います。来年度に向けてどういう形になるのかわかんないですけれども、募金という収入の名目はここに入ってくるというふうな答弁だと思いますが、前年度の募金の金額から繰り入れていくんだということだと思いますけれども、単純にいうとどんどん募金が減っていった場合に、この92万円というような金額のなかでの花火の占める金額40万円というのはかなりの金額があると思いますが、そういった意味で収入の部分の交付金という部分が増えていくのか、そういう形で進めていくのかということでもまずお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 今、議員がおっしゃったような予算組みも含めてですね、また募金のあり方等についても今後しっかりと検討を進めていきたいというふうに現段階で考えているところです。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 本当に最初言われたように地域みんなで作り上げてる七夕まつりだというのは本当にそうだと思います。そのなかで、その業者さんの変更によって花火代金が上がったというのをきっかけに花火ができなくなると。それを何とかできるようにするために実行委員会の皆さんが募金活動をして何とかその不足分をして行ったという経緯だと思います。それも緊急的な募金活動だったというふうに思います。それも実行委員会のなかのみんなが作り上げてるという意味のなかから出てきた募金活動だったというふうにおもいますけれども、やはりこれだけ5年過ぎて、来年に向けて募金活動を続けていくということは僕は基本的には避けてあげた方が実行委員会の皆さんには違う部分でお手伝いですとか、当日の参加ですとか、そういう意味で力を発揮していただければ、その募金活動にまでエネルギーを費やす必要はないのかなというふうに思います。そんなことを教育長にもう一度確認したいと思います。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 今、議員が懸念されている部分も少し私の方で考えさせていただいて、またいろんな関係団体の話を聞きながら結論を出していきたいというふうに考えております。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 それでは次の質問に移りたいと思います。

置戸高校の存続にかかわる質問ですけれども、そのなかで介護福祉士等修学資金貸付制度の適応というものを目指して支援対策協議会のなかで道の方に陳情ですとか、そういうものを行っているというふうに思っております。この制度の適応というものがですね、置戸高校の生徒確保に対しては一番効果があるのかなというふうに思います。そういった意味も含めましてこの制度のですね、適応の見込みについて、それからどうしてこの制度が置戸高校福祉科に適応されないのか、何かその障害があるのかということも含めて教育長にお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔登壇〕 介護福祉士等の修学資金貸付制度の適応の見込みについてお話をさせていただきます。議員もご承知のとおり、介護福祉士等修学資金の対象者は養成施設に在学する者に限られています。福祉系高等学校の高校生は対象となっておりません。その現状を受けて置戸町ではこれまでに福祉科高校生に対し早期に適応するよう要請活動を続けているところです。また、平成22年度には山内厚生労働大臣政務官が来道した際に直接面会をし要請活動を行いました。なお、北海道及び北海道議会におきましては、本町の要請内容にご理解をいただき、国に対し修学資金貸付制度の拡充を求める要望意見書の提出をさせていただいております。

ここで議員の質問にあります今後の適応の見込みですが、現在のところ残念ながら対象者の拡大の動きはございません。国へ要請を行った際の回答としましては、対象者を広げることによる費用の拡大が懸念されるため、現状の枠を広げることは難しい状況にある、とのことでした。このように介護福祉士等修学資金貸付制度の適応については、とても厳しい現状ではありますが、町としましてはこ

れからの高齢化社会を支える福祉専門職の養成学校であります置戸高校福祉科の社会的使命を考えたときに、経済的な理由により修学を断念するという状況にあってはならないというふうに思っていますので、支援対策協議会をはじめ北海道とスクラムを組んで今後も粘り強く要請活動を行っていかねばならないというふうに考えているところです。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 国の方からは適応は非常に難しいと、予算の関係でというような答弁で答えをもらっているということでした。そういうお話は内々と言いますか、聞いてはおりますけれども、基本的に北海道社会福祉協議会が窓口になってこの制度の適応と言いますか、そういうものを進めていくというふうに聞いております。道内でこの制度の適応になる学校・施設ちょっと調べてみました。やはり高等学校は全く含まれておりません。高等学校と言っても福祉科を持っているのもう道内で置戸高校だけというふうに思います。なかにはですね、これ4年制の大学ですとか、短大までもこの施設のなかには含まれています。そういう意味を含めると、どうして高校だけがだめなのかと、4年制大学がよくて高校がだめで、なかには短大もよくて、それは単純によく数年前言われたところですけども、18歳で卒業した子供たちが現場に出て働くということは適切ではないと、それよりもプラス2年間なりもう一度勉強してもらおうという、その20歳という年齢の方がいいのではないかなというように、この制度が適応されないというようなことも、それが正しいかどうか分かりませんが、それも理由のひとつとして適応されないんだというようなことを聞いたことがあります。そんなことも含めてですね、教育長これからもこの制度の適応に向けて進めていきたい、お願いしていきたいというようなことを言われましたけども、ぜひとも北海道にひとつしか残っていない福祉科設置高校であるから、逆手にとってですね、その財政的な面で大変だということも分かるけれども1校ぐらい増やしたっていいんじゃないかぐらいなつもりで陳情していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 思いは議員と同じでありますので、そういった思いでしっかりと粘り強く要請活動を行っていききたいというふうに考えています。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 教育長からこれからも要請活動を強く頑張っていきたいというような答弁いただきました。それ以上、この場では、現状では答えることは無理だというふうに思いますので、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

この制度を今回じっくり調べてみましたけれども、入学当時20万円、毎月5万円、それは2年制にかかわらず4年制にかかわらず毎年5万円、就職時に20万円と、その後5年間福祉関連施設に道内で就職すればそのお金は返さなくてもいいよというような、本当にとっても恵まれたと言いますか、有利な制度だと思います。これが置戸高校の生徒に適応されれば、置戸町内に就職するという事は受け皿的にも無理な状況ではありますが、北海道ということで言えば、置戸高校を卒業した子供たちが道内で働くというようなことにつながると思いますし、この制度を作った目的にもまさに合致するんだと思います。それが強いては置戸高校の生徒確保ということに全くつながっていくと思いますので、ぜひともこの制度に適応されるように陳情活動よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもって一般質問を終わります。

○佐藤議長 1番、嘉藤均議員。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 通告にしたがいまして、町長に質問をいたします。

消防団員の運転免許の資格についてということであります。置戸町の消防団員は定員127名に対し120名の団員数であり、満度ではないものの94%と近隣の市町と比べても高い充足率になっております。大変好ましいことであり、町民の皆様にも安心を与えているものであると思います。また、さらなる団員の増員を望むところでもあります。

本町においても火災の発生、あるいは異常気象と言いますか、自然災害に見舞われることも決して少なくはありません。また、その都度消防団員の皆様の迅速なる行動・対応には敬意を表したいと思います。

そこで町長にお聞きをいたします。各分団の消防車は団員が運転をしておりますが、総重量において中型あるいは大型の運転免許資格が必要になります。過去には大型免許の取得に補助したこともあるとお聞きをしておりますが、平成19年の道路交通法の改正により普通免許証では総重量5トン未満の車しか運転することができません。対象になる消防車を運転するには中型あるいは大型の運転免許資格が必要になります。過去に行ったような補助や助成を行うべきと考えますが、町長のお考えをお聞きします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 消防団員の運転免許資格について、その取得に対する補助を行う考えはないかというふうなご質問であろうというふうに思います。議員の方からもご紹介ありましたけれども、この運転免許制度、平成19年6月2日に施行されました道路交通法の一部改正によりまして、普通免許では車両総重量5トン未満の車両というふうに定義されました。しかし、法の但し書きによりまして改正前の普通免許または大型免許を受けている方は改正後も同じ範囲の自動車を運転できるというふうに定義をされております。このことから平成19年6月1日以前の普通免許取得者については車両総重量8トン未満、最大積載量5トン未満、乗車定員10人以下が適用され、この範囲であれば運転できるということになります。限定の中型免許と言われている種別でもあります。

現在、置戸消防団に配備の消防車両で車両総重量8トン、最大積載量5トンを超える消防車両、それから大型免許が必要な車ということになりますが、置戸支署に配備の置戸1号車、車両総重量18.6トン、最大積載量5トン、それから置戸2号車、これは総重量が19.3トン、最大積載量が6.5トン、置戸水槽車この車両総重量は19.7トン、最大積載量は8トンと、この3車両であります。

ここで消防団員の免許取得の所持内容あるいは状況であります。置戸分団では大型免許が20名、中型免許が19名、普通免許、平成19年6月2日以降の取得者ですけれども、この普通免許が3名ということになっております。勝山、境野、秋田の各分団については全団員が中型免許以上ということになっております。そうしたことで言えば現時点で3名の団員が消防車両の運転はできないということになっております。逆に言えば、ほかの人たちは運転できますよということでもあります。過去の例であります。平成9年から平成13年の5年間で6名の消防団員に全額公費を負担して大型自動車の運転免許の取得をしていただいたという経緯があります。先程この所持状況ご説明申し上げたとおりでありますので、率直に申し上げまして現時点で運転免許取得に対するこの公費支援の必要性と

どうか、緊急性というか、そういうことと言えばちょっと薄いんでないかというふうに思っております。今後の団員の推移によりまして判断していきたいなというふうに思っておりますが、今申し上げましたように運転できない方が3名だということからすると緊急性としてはちょっと薄いんじゃないかなというふうに今の時点では考えております。

○佐藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 町長からただいま答弁をいただきました。緊急性は薄いということではありましたが、3名程度が資格を満たしていないということでもあります。将来的にはこの19年以降の取得者がどんどん増えていくことになると思います。そういうことを考えて、消防団員の入りやすい環境と言いますか、そういうことを整えていく必要があると私は考えております。また、3名とは言えですね、資格を持っていないということが町民にももしかすると不安感を与えるのではないかなというふうにも思っております。今すぐではなくても将来的にそういうことを計画的にと言いますか、資格の取得を将来的には進めていくようなことをもう一度町長にお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 議員も十分承知の上で言われているというふうに思います。120名いるなかで3名の人が運転できないと、そういう資格がないということです。決して費用対効果を言うつもりも全くありません。やはり消防団に対する町民の信頼、そして安心というものをある種享受しているわけですから、そのことは十分大事にしていかなければならないというふうには思っております。思っておりますけれども、今申し上げたようなことで答弁は理解していただければなど、そんなふうに思っておりますが、団員の人たちも人数的には十分充足しているというふうに私は思っておりますが、入れ替わることによってですね、団員の世代と言いましょうか、そういう人たちの違いも出てきますので、しかるべき時期には今の問題についても検討しなければならないということが出てくるかも知れませんが、現時点では今申し上げたようなことでご理解いただきたいなど、このように思います。

○佐藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 現時点ではということで町長から答弁をいただきました。しかるべき時が来たら、またいろいろ検討していただいて消防団に入りやすい環境づくりと言いますか、していただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

○佐藤議長 6番、石井伸二議員。

○6番 石井議員〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして、町長にお尋ねをいたします。

今晚7時から木道プロムナードについて住民の意見を聞くためのワークショップが開かれます。残念ながら私は他の用務がありますので参加できないのですが、この木道につきましては鉄道跡地整備の当初からの構想にもある目玉のひとつだというふうに思います。管理経費のかからない現状のままではどうしようもありませんので、早期実現することを望んでいるところであります。

この木道の導線の先には当然のことながらですが、情報センターがあり、工芸館がございます。木道からの工芸館へのアクセスと言いますか、つながりを考えたときに、たたき台となるパースに描かれているような工芸館の大規模改修を行うかどうかにつきましては、まだ先の話といたしまして、その中間に位置します旧開発センターをどうされるのかをお聞きいたします。特にですね、今回の補正

予算にもありますように、食のまちづくり推進事業を進めるなか、食のアドバイザーを配し、また現在町のなかでは高校への給食提供の動きですとか、100周年に向けてB級グルメづくりのアイデアなどもあがっている状況でありまして、食についての活動、また意識が活発ななか、特に気になっておりますのが開発センター内にある調理室や特殊調理器などを今後どのように考えているか。今後の利用を考えますと、施設を含め更新をするのか、機能を中央公民館に完全に移すのか等考えていかなければならないというふうに思います。また、施設におきましても30年は経過してなかったように思いますが、小規模の改修によって工芸館の裏口としてではなく第二の入口となるような施設にしてもいいのかなというふうに思うわけでありまして。町長の考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 旧開発センターの今後についてということのご質問だというふうに思います。

旧という言い方がどうかと思いますけれども、地域産業開発センターについてはご承知のように木工加工室と農産加工室を持つ施設として昭和57年に開設をいたしました。現在は森林工芸館の併設施設として活用しておりまして、開設から31年が経過したということでありまして。ご質問はこの農産加工室についてでありますので、少し現状についてご説明を申し上げたいと思います。

この農産加工室には、大型で一度に多くの量を処理と言いましょうか、調理ができるといういろいろな設備が整っております。圧力釜あるいは蒸気釜、蒸かし機、さらに大型の冷蔵室の固定設備、さらに冷凍ストッカー、ガスオープンレンジ、チョッパー、電動ミンチ機等の可動式備品が設置をされております。これらの設備や備品のうち蒸気釜、ガスオープンレンジ、それから電動ミンチ機が主に使用されておりまして、圧力釜については本体のこの金属の厚い分と言いましょうか、これらについて薄くなっているということから使用を休止しております。

また利用状況としては、食生活改善協議会、それからJA女性部、グループとれびあん、各種行事での食材加工、こういう人たちが利用されているんですが、昨年度は7団体、23日の利用がございました。この地域産業開発センターについてはクラフトが誕生する際に重要な役割を果たしてきました。白花豆焼酎あるいは置戸のワイン、オケクラフトの器に合わせた料理研究等のこの地域食文化の創造にも大きく貢献をしてきたと、その成果を十分発揮してきたというふうに言ってもいいと思います。その思想は今も引き継がれているというふうに思います。

しかし、開設から31年が経過しましたし、その農産加工室を中心に、設備だけでなく建物にもいろいろと傷みが見受けられます。施設の活用状況から必要な機能というものを損なうことなく、どこに設置することが最善なのか、そういう見極めの段階に今来てるんじゃないかというふうに思います。

議員からもお話がありましたけれども、現在地のなかでリニューアルをするということのももちろんひとつの考え方だと思います。もうひとつはやはり中央公民館の調理室を中心にして考えるということも重要なことだというふうに思います。そうした意味では、移設ということも含めてであります。検討していきたいと、このように思います。議員の方から食のまちづくり事業との関連だとか、昨年度からのこの事業でありますけれども各年代向けの料理教室あるいは公民館サロン、これらも少しずつ形が見えてきた事業もいろいろありますので、今後の具体的な方向性についても今少し検討したいと、このように思っております。

現在のこの事業実施にあたって公民館のこの調理室あるいは森林工芸館の農産加工室、この両施設

を利用しているわけでありますが、これからの利用の仕方によっては手狭になるということもあるのかも知れません。あるのかも知れませんが、ないかも知れません。これは事業のいろんな展開の仕方だとか、今申し上げたような使い方と言いましょか、そんなことによって考えなければならぬと、こういうふうに思います。オケクラフトに合わせたこの料理研究、また食のまちづくり事業におけるこの食育だとか地産地消の視点からも、この料理研究というのは今日的な健康的あるいは文化的なそうした側面も当然ながらあるわけでありまして、そうした意味では町民の潤いのある生活、そんなことも視点としてもっていなければならないであろうというふうに思います。

いずれにいたしましても、利用しやすい、あるいはいろんなグループがその施設を機能的にと言いますか、有効な形で使えるような、そうしたことも含めて場所について検討したいなというふうに思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 石井議員〔一般質問席〕 今後検討課題というようにお話でございます。このところ、それこそ公民館で今話題のカレーづくり等をいたしますと、しばらくの間公民館の中身が非常にカレー臭が漂うというような状況がございます。クレームというふうにはなっておりませんが、ちょっとこう気になるようなのかなというふうに思います。そういった点からも、もしかして換気設備ですとか、公民館の設備をこう充実するというようなことも考えていかなければならないのかなって。また調理によっては本当に今の旧開発センターのその農産加工室といった別の調理場というのは、私は求められるのかなというふうに思っております。これから100周年に向けて、またその説明に向かってですね、利用頻度が高まるのかなって、またそれをこうやって期待していかなければならないのかなというふうに思っております。

また、その開発センターから工芸館につながる廊下と言いますか、そういったものを考えますとその空間の利用などをこうやって考えていくと、旧開発センターでありながら、まだいろいろと再開発をする見込みと言いますか、考えていく必要があるのかなというふうに思っているところであります。早期にある程度こうやって見通しを立てて更新をするなどの結論を出していただければなというふうに思うのですが、その点についても一度答弁をお願いいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 議員の方からも先程質問のなかでございましたけれども、工芸館の増改築あるいは新築等も含めてであります。もう少し先になるだろうと、こういうふうに思います。ただ、この農産加工室のことで言えば、現在の建っているあるいは周辺のスペース、こういうものから考えると今の農産加工室というのは撤去することになるだろうというふうに思います。撤去したからといって、それじゃ新しく建てる、あるいは工芸館と併設させるとしても、今の場所ということにはならないだろうと思います。あそこにはもう少し空間を持たせた方がいいだろうというふうに思っています。そんなことも含めて先程申し上げた中央公民館との関係、これらについて検討を加えて、先程来の食という部分での機能をどこで、どこでというのはどちらかでという意味ですけども、やっていくのかということを検討し具体化していきたいと、そのように思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 石井議員〔一般質問席〕 今回の質問は食のまちづくり推進事業に合わせたなかでの施設また

は設備について、今後の考えをこうやってお聞きしたところでございますが、いずれにいたしましても予算がかかる、またはそういった食に関する事業がどこまで進むのかというような問題もあると思いますが、まずその町の力として置戸の食文化の発展について、できるだけ配慮していただきながらいろいろ考えていただきたいなというふうをお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

○佐藤議長　しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩　11時55分

再開　13時00分

○佐藤議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、佐藤勇治議員。

○9番　佐藤議員〔一般質問席〕　それでは通告によりまして町長に質問をいたします。

平成25年度地方税法の改正に伴い、町税条例及び国民健康保険税条例の改正に関しまして、町長に質問をいたします。質問の通告に示しておりますが、今年6月の定例町議会で改正税条例案が提案され、議決したところでございます。改正条例につきましては、我々議員やあるいは議会の傍聴者にとって到底難解で理解しがたく、我々としても質問すらためらう状況でございました。

説明者におかれましては、長時間の説明の労を多としますが、説明の多くは新旧条例対照表の条例文の説明に費やされ、改正の趣旨や概要、要点、それらが示されず、またそれらを補足する資料の提出もありませんでした。

国の税制改正に伴い、地方税法も改正され、それに順次市町村税条例も改正されることとなりますが、改正にあたっては国の政治や経済の動向、それらに伴う背景あるいは社会状況の変化など、当然ながら何らかの理由により増税や減税など、税制の改正が行われることと認識しております。納税は国税、地方税にかかわらず、国民に課せられた義務でもあります。とりわけ住民税においては、地域社会の会費という側面もあり、住民生活のより身近なものでもあり、さらには公平・公正で納税者の納得と理解によるものでなければなりません。今年度改正された町税条例や国民健康保険税条例につきましては、改正の趣旨や要点、内容について今後広報誌やホームページなどを活用し、しっかりと町民に対し周知と説明責任を果たしていただきたいと思っております。また、今後条例等の改正にあたりましては過去の前例にとらわれることなく、よりわかりやすく丁寧な説明を求めることを望みますが、いかがでしょうか。

○佐藤議長　町長。

○井上町長〔登壇〕　町税条例等の改正に伴う議案等の説明についてのご質問であろうかというふうに思います。ご承知のとおり、各種の税制度は多岐にわたりまして、その内容も複雑であります。国の経済情勢あるいは社会情勢により制度改革が行われることから、改正条文を読んでも、また説明を聞いてもすぐにはなかなか理解しがたく、分かりづらいという点が多々あるだろうというふうに思われます。6月の議会で議決をいただいた町税条例の改正内容につきましては、ご承知のとおり東日本大震災のこの被災者にかかる特例措置の延長が多いわけですが、また施行日も平成26年の1月

1日、さらに27年1月1日と施行日も多岐にわたる内容でありました。税制改正など分かりづらい内容でも、今お話がありましたように広報誌あるいはホームページ等を活用して、しっかりと説明責任を果たしなさいというようなご質問であります。国保税を含む町税のみならずであります。さまざまな制度の創設あるいは改正、税目ごとのこの納期限の改正等もあるわけでありましたが、その必要に応じて、必要ないというものではありませんけれども、必要に応じて町の広報あるいはホームページで周知しているところでもあります。さらに納付書等のこの発布に際しては、改正内容等を記載したチラシを添えて、納付していただく皆様に周知をしているところでもあります。また、新設のこの条例については定例議会での議決ではなく委員会への付託など十分な検討期間を設定したなかで、議論の上、議決をいただいているというようなものもございます。

議員からご提案のとおり、条例等の改正にあたっては新旧対照表あるいは改正の趣旨、あるいは要点、内容が分かるように資料などによって丁寧な説明を行っていくということは、これまでも心がけてきたつもりでありますけれども、十分ではないという指摘でもあります。冒頭申し上げましたけれども、条例はある程度理解しやすいと言いましょか、身近な問題でもありますので、比較的理解しやすいというものはあるかも知れませんが、国の税制度の改正に基づいて、町の税の制度を変えようという部分については、なかなか担当課長の方では一生懸命理解してもらおうように説明にも努めているんだらうというふうには思いますけれども、なかなか難しいというところが多々あるというふうに思います。

しかし、議員からお話がありましたように大事なことでもありますので、当然ながら町民の生活にもかかわってくる問題でもありますので、今後より一層丁寧に分かりやすくということで心がけていきたいと、このように思いますのでご理解をいただきたいと、このように思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 ぜひ丁寧な説明と言いますか、そういった資料も出していただきたいと思えます。それである、今回私がこの税条例改正について質問をした理由のひとつはですね、税の仕組みや制度を知るといことは、あるいは知らせるといことの重要性をですね、認識していただきたいと、そういったことから質問させていただきました。

税の知識を有するということは、言葉的には適切かどうか分かりませんが、得をする場合、あるいはそうでない場合があります。得をするという言葉は適切ではないという表現かも知れませんが、節税という言葉があればそれが適切な表現かなと思えます。

一例としてですね、ちょっと若干横道にそれるかも知れませんが、とりわけ所得税につきましては申告主義ということで確定申告時に正当な経費が生じた場合については、その経費の算入をして所得控除を申告してその分だけ節税できるという、そういった課税の仕組みになっているわけですが、その知識がない場合についてはそのまま課税され、所得税を多く支払うと、そういった形になります。この課税の所得がですね、すべての所得のベースとなります。したがって、この所得税の申告の所得が住民税や国民健康保険税など、ありとあらゆるものの所得の算定、基礎として設定される、そういったこととなります。また、反対にですね、収入があっても誤った認識により申告を怠れば後の税務調査で通知をされ、あるいは悪質なものは重加算税など、いわゆるペナルティーが課せられることもあります。最近では正しく税制度を理解しないで、しばしば認識の違いにより課税側と納税者側

のトラブルの要因ということも新聞などで報道されております。先程町長からもお話ありましたが、総じて税法あるいは税制というのは非常に専門性が高く、特に特別な高い知識というものを有する一般的には難解なものであるとも承知しています。しかし、税制や税法が難しく難解であればある程、行政は住民に対し分かりやすく丁寧な説明が求められると思います。

国税庁においては、中学生あるいは高校生に対する租税教育も推進され、子供のうちから税に対する関心を高め、租税の意義や役割を考える、そういった取り組みもなされております。租税は自治の根幹をなし、また統治の基盤をなすものであります。今後消費税の増額に伴い、国税のみならず地方税の改正が議論され、複雑で難解な制度の改正が多々行われることと推測いたします。したがって、今後とも条例改正にあたりましてはこれらのことを念頭にしっかりと説明責任と住民に対する周知を図っていただきたいと思います。

以上このことを申し上げ、最初の質問と重なるかも知れませんが、より丁寧な説明あるいは住民に対する周知に努めていただきたい、そのことを申し上げたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 議員の最初の質問のときにもお話ありましたけれども、国税、地方税にかかわらず、国民の義務だということもありますので、なかなか説明にあたっては言葉をと言いましょか、かみ砕いて説明することによっての分かりやすさというのはもちろんあるわけですが、一方では誤解を受けるようなかみ砕いた説明になってもいかがなものかというような、そういう懸念をすることもあるものですから、どうしても国の方からおりてきた言葉をそのまま使うという部分も率直に言ってあるだろうというふうに思います。しかし、議員の方からお話がありましたように、1人の町民という立場になりますと当然ながら節税を、あるいは節税に努めたいということと同時に、今おっしゃられた最初の部分が基礎になっていくということにもなってきますので、できるだけ分かりやすくと言いましょか、分かりやすい表現のなかで正しく説明をするように、そういうことで努力をさせていきたいと、このように思いますので、お気づきの点があったらそのときにまたご指摘いただければなど、そのように思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 それで僕も税を担当して、そういう立場になっていかにこの税法とか、税制とか、それをですね、分かりやすく町民に伝える、そして納得してもらえんかという事は非常に骨の折れることで大変なことだということも重々理解して、今回質問に立たせていただきました。

それで6月の定例会の議案が定例会の前の大体1週間前ぐらいに我々議員のところに配布されるわけですが、そのなかで当然今回ですね、条例案の改正案が手元に届きました。1週間あるんですから、この地方税法だとか、あるいは租税特別措置法だとか、そういったものを調べてですね、分からないことについては担当に質問して聞けばいいことなんですけど、とても1週間で僕が取り組む時間的余裕もなかったし、私の言うようにそういった例規類集を備えてるわけでもないんで、ネットで調べてもなかなか骨の折れるとか、大変な作業になりました。最終的には先程も言いましたとおり、提案についてちょっと質問を挟むということもできなかつたんですけど、そのあと議会が終わりまして条例案が制定されたわけなんですけど、自分としてもどうも納得いかなくて、駅前書店にですね、こ

これは専門誌と言いますか、役場の担当の方でも取ってると思うんですけど、ぎょうせいが発行している「税」という本あるんですけど、ぎょうせいも出版してます。これは毎月出版されて出てるわけですけど、そのなかに3月号、4月号、5月号、大体地方税法の改編成の概要だとかポイントだとかそういうものが載っけて開設されておりました。まずはそこで私も勉強させていただきました。そのあと議会に対する説明というのはどのようにほかの自治体ではやっているんだろうかと、そういったことを若干僕も調べてみました。それでたまたまオホーツク管内で議会の提案の様子と言いますか、インターネット中継ですか、それでたまたま議会の本会議のいろんな提案説明だとか議員のやりとりだとか、そういったことを見る機会がございました。非常にその提案の仕方と言いますか、説明の仕方っていうか、そんなものをですね、勉強したいということもありまして、ある市ですね、管内3つ市ありますけど、ある市の6月の議会の定例会のこの条例案の提案の説明を聞かせてもらいました。それからもう一つ町でもですね、ある町の定例会の税制改正の説明というのを見させてもらいました。基本的にはやはりそのある程度コンパクトに概要をまとめて、そして条文をいちいち説明するのではなくて、やはり概要をまとめたなかで要点を説明して、こういうことで改正しますという、そういう比較的分かりやすいというか、そういう説明でございました。そのあと、ある町の副町長さんとちょっと懇意してるんで、おたくの町は今回税制改正どういうふうに議員に資料を渡して説明したのか、その資料がこちらの方に差し支えなければ送ってほしいということで私もその資料等を送っていただきました。そのなかで、さらに議会ですね、これは説明のときの議事録もですね、未定稿だったんですけどそれも併せてその副町長が送ってくれたわけですね。なる程こういう説明の仕方もあるかなということで、非常に勉強になったところです。先程も町長がお話あったとおり、非常に難解で説明する方の立場も非常に難しいというか、表現によっては逆に捉えられる場合もあるということで誤解を受けることもあるんで、慎重な説明が必要なんだということ、町長の方から答弁ありましたけど、まさにそのとおりだと思います。

いずれにしろですね、税というのは本当に先程言ったとおり特殊なもので、なかなか一般的には分かりづらい側面が多々ありますけど、非常に日常生活に関わりのある、非常に我々にとっては重要なものでもありますので。先程町長もお答えになりましたけども、今後ともですね、その説明にあたってはこちらに十分分かる、そして丁寧な説明をお願い申し上げまして私の方からの質問を終わらせていただきます。

○佐藤議長 これでは一般質問を終わります。

◎日程第 3 議案第55号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第4号)から

◎日程第 6 議案第58号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまで

————— 4件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第3 議案第55号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第4号)から日程第6 議案第58号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまでの4件を一括議題とし、これから質疑を行います。

議案の順序で行います。

（議案第55号 平成25年度置戸町一般会計補正予算（第4号））

○佐藤議長 まず議案第55号 平成25年度置戸町一般会計補正予算（第4号）について。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第4号）。

8ページ、9ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。3款民生費、1項社会福祉費。4款衛生費、1項保健衛生費。5款労働費、1項労働諸費。6款農林水産業費、1項農業費。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 竹内議員 2款総務費で定住促進事業に要する経費、ちょっとお聞きいたします。簡単な質問です。これ大変いい制度で、今回私も申請したところですが、これ時限立法じゃなくして、しばらく続けるというふうにして解釈してよろしいのでしょうか。それともいついつまで、もう切り上げるとか、そういう気持ちがあるのか、お聞きいたします。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ただいまのご質問にお答えをしたいというふうに思います。この制度は昨年の7月1日から施行いたしておりまして、期限につきましては平成28年の3月までということで、現在のところ時限立法で進めておるものでございます。利用状況等につきましても、すでに昨年を上回る利用をいただいているということもございまして、またそれ以外の制度の内容も含めて課題も何点か抱えてございます。そういった状況などですね、もう1年ございまして様子を見させていただきまして、この制度延長をするかどうかも含めた検討をしてみたいと。現在のところ延長するというふうに決定はしてございません。以上でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。8款土木費、2項道路橋梁費。10款教育費、1項教育総務費、3項中学校費。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 ちょっと農林水産業費に戻りますけど、農業振興基金の積立金なんですけど、これとそれから前のページに戻って申し訳ございません、老人ホームの施設整備基金積立金ですね、この残高ですね、いずれもその現在高、この追加することによって現在高いくらいになるか教えてください。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 老人ホームの施設整備基金でございますけども、平成24年度の残高については9,430万5,082円ということございまして、今回6月の補正の分と9月の分の今回の補正の分を合わせますと9,690万円ほどになるのかなというふうに思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 農業振興基金の方の現在高についてお答えを申し上げたいというふうに思い

ます。平成24年度末で1億100万円程度になってございまして、今回規定の5万円を加えますと、積み立て予定が105万円ということになりまして、トータルで1億200万円程度になるということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 次に同じく農業振興基金の負担金補助及び交付金なんですけど、強い農業づくり事業に関してなんですけど、2件ということで説明がありましたけど、この仕組みがちょっと僕よく理解できないんですけど、融資残高に対して交付金、道からということで町の上置きはないということなんですけど、今回2件ということで、付属機械とトラクターを入れるということなんですけど。この2件分の総事業費がいくらで、それに対する融資がいくらで、その残った分というのが357万6,000円ということなんです。その中身、要するにこの事業の中身というか、総体というのかな、そういったことがよく分からないので、それをちょっと説明していただければと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 今回の質問についてお答えいたします。総体で補助の確定分、議員からあったようにこの強い農業づくりの助成につきましては、融資主体補助型補助事業という形で、融資残額の上限10分の3、最大300万円を本年度より事業実施主体を支庁とした間接補助方式で実施されております。今回導入の農業機械の部分でありますけど、1件がデスクハローほか3台の作業用機械ということでありますが、1件が事業費が516万6,000円、そして道の補助が147万6,000円、金融機関は農協の融資額ですが147万6,000円、この方は自己資金が221万4,000円ということであります。もう1件がトラクターの方でございますけど、事業費が735万円、道の補助金が210万円、それから融資額が525万円という形で、今回補助金の分は道の補助金ということで357万6,000円というふうになっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 土木費の道路橋梁維持に関する経費で、ちょっと考え方って言いますか、常呂川本流線は、ずっと春から通行止めになっているということで、今回その流木処理ということで予算が出てくるんですけど、この町道の管理として非常に町から離れてて管理するのに非常に時間がかかるというか、何かあったときには目が届かないとか、いろんな要素があると思うんですね。将来的にこの本流線が果たして町道としていつまでも管理していくべきものかどうかという、そういうことを選択ということも一つあると思うんですね。非常に維持する方もいろんな形のなかで直営部分がどんどんどんどん減って委託したりということで、維持する方も大変苦労なさっているんでないかと思うんですね。かと言って、どれだけ通行量があるのか、あるいは町道としての価値がどれだけあるのか、当然これは町道ですから交付税の算定基礎になって収入には跳ね返ってきていると思うんですけど、ただその収入とですね、管理する方の経費と言いますか、そういったことを兼ね合わせたときに将来的にこの町道というんですか、これ併用林道っていうんですか、僕言葉はあまり分かりませんが、そんなことでこれを返上というのか、どこに返上するのか、林野庁に返上するという形になるのかどうか分からないんですけど、そういった形である程度もう管理から手を引くような形というのもです。

ね、将来的に展望する必要性がないのかっていうことが一つあります。相手側の十勝三又の方の上士幌町ですか、それとの兼ね合いもあると思うんですよね。以前は要するにここは道道等に昇格して、将来的には十勝側につなげる構想で町道を管理して運動をしばらくやってたんですけど、それも見通しがないということで、その運動は両町で取り下げたという、そういう経過もあるんですけど、このように非常に奥まったところにある町道の管理というのが、管理する側も非常に手間でないかと、将来のことを考えたときにどのように管理するべきかという、ある程度将来の方向性を見込む必要性がないかと思うんですが、これは町長の考え方もあると思いますんで、いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長 本流線の関係については、今議員からいろいろお話がありましたけれども、そのとおりであります。十勝上士幌との連携のなかで新しい展開を講じようじゃないかと、新しい展望を双方で考えようじゃないかという一時そういう時期もありました。しかし、結果的にはなんと言いましょうか、より投資をしてこの路線について高めていこうじゃないかというのは、もう立ち消えということになりました。ただ、中部森林管理署との関係もございまして、それから林野庁はご承知のように特別会計から一般会計化されたというようなこともあって、山を守っていく上では管理署的には重要な路線のひとつであるというふうには思いますけれども、なかなか中部森林管理署自体が応急的な措置ということも含めてやっていただくということもなかなか難しい状況にはなっております。

しかし、今申し上げましたように山を守っていく、国有林を守っていくというなかでは、この路線としても大事な道路でもありますので、町の考え方だけで決めるというわけにはいかないというふうに思っています。周りの木が道路の方にせり出してきたりとかっていう状況もありますので、それらについては町の方でやりますけれども、これからの将来に向けてこうした併用林道について、どうお互いがその役割を担っていくのか、また管理にあたっていくのかということについては、中部森林管理署の方とも詰めていきたいと、このように思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

12ページ、13ページ。4項社会教育費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 一番上の中学校改修に要する経費なんですけれども、中学校の改修というのは24年度の予算で大規模改修ということで繰越明許というふうに自分自身では捉えていたんですが、そのなかにこの改修に要する経費で備品購入費ということが乗っかってきてるわけなんですけれども、当初よりこういう予定だったのかということをお伺いしたいのと、あとこれの歳入の部分見てもちょっと分かりづらいんですが、どこからこの部分の歳入が充当してくるのかということをお知らせ願いたいと思います。

○佐藤議長 学校教育課長。

○葦島学校教育課長 今議員のご質問にありました平成24年度の繰越明許費が今回の備品購入の財源じゃないかという話についてのご質問でございますが、実は平成24年度の繰越明許費のなかではで

すね、工事請負費また補助申請等に必要な事務費、それについて繰越明許をしてございます。今回挙げさせていただいています備品、工事請負とは別の施設備品等につきましては、繰越予算には入って
いなく、今回の平成25年度の予算で組むということで、当初から考えておりました。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 引き続き財源の方について、私の方からご説明を申し上げたいというふうに
思います。昨年度のちょっと予算なものですから、詳細な資料持ち合わせてございませぬけれども、
ただいまご説明がありましたとおり、工事に係る予算につきましては、現在25年度で執行している
ものは平成24年度に予算を計上いたしまして、繰越明許費で25年度実施をしているという状況に
ございます。

財源につきましては、昨年の補正予算のなかで国庫補助金、それから防災減災対策事業関連の起債、
それから一般財源という形でそれぞれ予算を見ているものをそのまま繰り越してございますので、同
様に国庫補助金や起債の方については見込んでいるということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 竹内議員 食のまちづくり推進事業に要する経費、この一番最後のところ。印刷製本費、
これでレシピ集A5判カラー、400部作ると言いましたけども、これは販売を目的にされての40
0部でしょうか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 レシピ集についてお答えいたします。この400部ですが、議員のお話のとおり
販売も一定程度していきたいというふうに思います。ただ、これを作るにあたってレシピの開発をし
ていただいた関係者等でございますので、そういう方に関しては、あと委託事業を受けた関係で文科省
の方にも一定部数提出をしなければなりませんので、その分は無料配布、残りについては有償で販売
をしたいというふうに考えております。

○佐藤議長 7番。

○7番 竹内議員 はい、分かりました。ちょっとこれ割り算すれば分かるわけですけども、割って
いくと1,250円ぐらいですか、1冊。もし販売するとなると、今の構想ではどのぐらいの金額で販
売予定されるのか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 まだ価格については決定をしておりますが、今お話のとおり割り返した金額で
すと端数も出ますので、それに近い形で例えば1,000円ですとか、1,100円ですとか、そう
いう形の金額設定になろうかというふうに想定しております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 石井議員 今回なんと言いますか、この財源として公民館等を中心とした社会教育活性化支援
プログラムの委託金ということで、それをこうやって財源にしているわけですが、その財源を受け取
るために、条件としてこの愛タウンふるさとづくり事業及び食のまちづくり推進事業において、旅費
として東京でのヒアリングの参加が条件となっているという説明でありましたが、これはそれぞれ愛

タウンふるさとづくり事業についてのヒアリングで必ず1名参加しなければならないのか、さらに食のまちづくり推進事業の部分で1名ヒアリングに参加しなければならないのかというような、ちょっと疑問を持つんですが、一度で行われるヒアリングに対してどれだけの人数と言いますか、参加をされるのか、予定をされているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 今回の質問にお答えします。文科省の委託事業の要項のなかですと、このヒアリングに関しては1事業につき2ないし3名の説明員を出していただきたいと。その2ないし3名というのは、行政側が1人とあと残り、例えば民間団体がその事業に携わるのであれば、そちらからも1人、2人ということで、両者の意見を聞きたいというような要請設定になっております。ただ、置戸町の場合、非常にそういう人員のこともありますし、この両事業とも主に行政が担っているということがありますので、それぞれ1名に減員と言いますか、人数を限定させていただきまして、1人ずつというような形で予算取りを文科省にお願いしたところですよ。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 先程説明をいたしました財源の関係で、ちょっと不足があったようですので、追加でご説明を申し上げたいというふうに思いますが、学校教育課長の方から繰り越しをしたのは工事関係と、それから事務費関連で繰り越しをいたしました。私の方ではそれに対する財源の説明をいたしました。

議員からのご質問は、今回の補正部分についてはどうなのかということも質問にあったように思いますのでお答えをしたいと思います。今回の財源につきましては一般財源での対応になってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

14ページ、15ページ。5項保健体育費。

9番。

○9番 佐藤議員 公民館管理運営に要する経費のなかで、ちょっと旧勝山小学校の改修工事に要する経費のその全体像がちょっとこれだけでは分かりません。それで一体全体ですね、改修工事費と外構工事、それから6月に500万円工事請負費補正いたしましたよね。それらも含め、今回この1,027万7,000円も、これも旧勝山小学校改修に要する経費ということで説明がありましたけど、それらを合わせて全体予算額というのはいくらになるか教えてください。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 ただいまのご質問ですが、まず改修工事費でございますが、当初予算1億2,500万円、それに合わせまして補正で500万円でしたので、1億3,000万円工事請負費でございます。それと外構工事が予算上では3,500万円ということになります。それと今回補正でお願いしましたのが管理運営に要する経費ということで1,027万7,000円で、そのうち需用費、役務費を除きまして備品の部分が840万円ということですので、それが今年度に係る勝山小学校改

修に係る全体事業ということでありませう。

それと今後の予定でございますが、26年度の予算のなかで一部外構工事で1年後に整備をしたいという部分がございます、それについてはまだ予算額はつきり決まっておりますが、複合遊具等の新設を26年度予定しているということでありませう。複合遊具です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませうか。

9番。

○佐藤議長 確認します。外構工事については3,600万円ということで、3,500万円って聞かされたんですけど。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 失礼いたしました。3,600万円に訂正をさせていただきます。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 今頃になって、この予算組みがどうのこうのっていうのはちょっと時期外れかなと思うんですけど、これだけの1億7,600万円ほどの大きな事業が公民館管理運営に要する経費のなかに入っているということが非常に不自然に思うわけですね。

基本的には公民館管理運営に要する経費というのは、町内にある中央公民館、それから勝山、境野、秋田ですか、それから既存の公民館の管理運営に関する諸経費を予算で見る要する経費だと思うんですけど、ですからこれだけの大きな需用費をもって、事業を立ち上げているとすればですね、要する経費はこの改修工事に要する経費ということでひとつきちっと位置づけないと、その既存の公民館の部分と、それからこれから改修して出来上がる公民館との兼ね合いとかね、なんか予算がごちゃごちゃになって非常にわかりにくいというか、そういうことがありますので、これなんか意味合いがあったのかなと思うんですけど。この公民館管理運営に要する経費のなかには、この改修工事を入れたということはなにか意味合いがあるんでしょうか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 私の方からちょっとお答えをしたいというふうに思います。これは予算編成上です、決めたいところがあるのかなというふうに思ひまして、私の方から説明をいたします。

当初予算からもそうなんですけれども、まずこの管理運営に要する経費にこの勝山小学校のほかにも中央公民館の改修ですとか、それから音響の大きな工事費というのが、このなかには計上してございます。一定のルールは特別決めておりませうけれども、一般的な施設の場合は改修工事費などが発生いたしました際にも管理運営経費のなかには計上をして、予算を提案しているということになってございます。

公営住宅などは別に要する経費などを設けてる場合もございませうけれども、一般的な施設としては一緒に計上してるといふことでございませうので、まずその点ご理解をいただきたいということと、もし説明をしてもなかなかちょっと分かりづらいう点なんかがあるとすれば、私どもの方もこの構成については考えてまいりたいというふうに思ひます。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 基本的に既存の建物の改修だとかね、そういったものを壊してやるその改修費とい

うことであれば、それは理解しますけど。基本的にこの旧勝山小学校ですね、それは条例上その公民館として今なっているわけではないですね。そんななかでちょっとそれと一緒にするのはおかしいという考えと、それから中学校は今耐震化で2年がかりでやっていますけど、それはそれで今度改修に要する経費を独立させて、同じ中学校のなかですけどね、管理もなんですけど。それはそれとして別にしているんで、ちょっと統一性がないというか、このことでどうのこうのっていうのは、大きな論点ではないんですけど、ちょっと非常に予算の区分がわかりにくいというか、明確にならないとか、そういうことで質問していますんで、その置戸中学校の今の改修事業と、これとちょっと予算の立て方とか、要する経費の立て方が統一性がされてないんでないかという、そういう指摘でございます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ただいま再質問をいただきましたとおり、例えば学校についてですけれども、学校については予算科目上学校建設費という目を設けておりまして、ここに該当するとすれば建設関係、それから大規模な改修関係についてもこちらの方で予算措置をするということになります。

また、今ご指摘のありました点につきましては、既存施設であれば改修等は運営管理費のところにあってもというご意見でございましたが、やはり今回のように用途の違うものを改修するという場合には、分けて計上した方がよろしいんでないかというご指摘だというふうに思いますので、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 分かりました。今ですね、社会教育課長の方から総額の1億7,000某のお話がありました。この1億7,600万円の、その今補正現在の財源の内訳があれば教えてください。あの分かれば。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 私の方からご説明をさせていただきたいというふうに思います。当初予算計上の際には、今回の補正予算にも関連しておりまして説明をいたしました。当初は昨年度の補正予算がらみで予定をしてございました地域経済活性化雇用創出臨時交付金を主に充てるということで事業を進めたいというご説明をまいりました。今回その交付金が1億6,000万円程度減額をするという補正予算を提案してございまして、この旧勝山小学校の改修につきましても、当初計上していたものがゼロということになります。それからその際にご説明をいたしました。実は集落活性化推進事業費補助金、これ説明をいたしました。当初の段階ではまだ未確定でございましたので計上してございませんでした。その後、仮申請を行ったところ、最終的に補助をいただける目途がついたということで、まずひとつ4,053万2,000円、この補助金を予定をしているということと、歳入の一番最後、今回の補正の最後ということになります。合わせまして過疎対策事業債で1億2,540万円、財源を予定をしたいということでご提案を申し上げているところでございます。

○佐藤議長 ほかに。9番。

○9番 佐藤議員 分かりました。基本的には財源内訳としては4,053万2,000円の新たな交付金が入って来た。ただし、地域活性化の雇用創出臨時交付金については限りなくゼロに近くなったということで、そのほかに起債というか、借金1億2,500万円ですか、新たに起債を組んだということで。一般財源としては残りの分、1,000万円ちょっとになるんですけど、そういう形で

一般財源についてはそういう形で充当したということでもよろしいのでしょうか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 今議員からお話のあったとおりでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次へ進みます。

4ページ、5ページ。2. 歳入。9款地方交付税。13款国庫支出金、2項国庫補助金、3項委託金。14款道支出金、2項道補助金。16款寄附金。17款繰入金、2項基金繰入金。19款諸収入、4項雑入。続きまして6ページ、7ページ。20款町債。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 今年の3月の議会で示された資料のなかで、いわゆる地域活性化雇用創出臨時交付金ですか、この一覧表を示されまして、この中身で交付金の総額がですね、24年度分の繰り越し分を含めてですね、1億9,100万円、まあ予定でしたからそういったことで予算措置したと、そのうちの公営住宅分については2,970万円については24年の繰り越し分ということで、残りの1億6,130万円、これが25年度の14の事業ですね、全体で15ですから、ひとつが公営住宅繰越分ですから、25年度の予算については14ということで、それを1億6,130万円を割り振ったという。まあ割り振りの内訳はここにあるわけですけど、これがほとんどゼロになったということで、なんと申しますか、非常にだまし討ちにあったというか、そんな感じでどうしようもないですね。最終的には起債が1億2,540万円、その分予定した国からの交付金がほとんどあてにならなくなって、やむなく過疎債で1億2,500万円を充当したということで、非常になんていうのかな、国の見通して言うんですか、やり方って言うのかな、財源の見通していうのがあいまいというのか、そんななかで我々地方もですね、町長よく言われますけど、限られた予算のなかで一生懸命行政を進めているんだということで、まさにその通りだと思うんですね。そんななかでうっちゃりというか、そういう表現がいいかどうか分かりませんが、これが財政がぎちぎちの綱渡り状態をやっているような自治体でありましたら、とてもじゃないがですね、1億6,100万円の特定財源が消えちゃって、そして1億2,500万円借金をするということは、とてもじゃないが出来る技ではないですね。たまたま置戸町は財政的にゆとりがあって、そういったことも可能だということで勝山小学校の改修に、それに振り向けたということなんですが、非常に自分としては当初の話がだんだん全く正反対になってきたと。いわゆるちゃんとしたお金があったのに、それがなくなって今度借金するという、そういう理不尽な国のやり方というか、まあ町には責任はないのかも知れませんが、もしそういうことが見えたとすればですね、もう少し勝山小学校の改修については慎重に進めるべきではなかったかなと、私は感じております。

今言いましたとおり、去年の設計費480万円全部総トータルすると1億8,000万円かかるわけですね、勝山公民館に改修するにはですね。おまけに1億2,500万円の借金を残すと、そういったことがですね、非常に今になって明らかになると、非常に当初の見込みが甘かったんでないかということもですね、いわざるを得なくなってくるわけですね。

先程も申しましたとおりですね、財源のゆとりのない自治体ですと、もしこういうことが明らかになってくると一定程度この事業についてはどうするかと、次年度に延ばすとかね、事業費を半分にして、2カ年でやるとか、いろいろ方策はあると思うんですが、いずれにしても町はそんなことする、財源的に余裕があったからそういうことはなかったんだと思うんですけど、これまでの経過について町長の方からなんか意見があれば聞かせていただきたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 地域活性化雇用創出臨時交付金、これについてご説明申し上げます。昨年度の予算編成の時期になりましたでしょうか、国の方で平成24年度の補正予算を編成するということが決定をされました。その際、地方への配慮ということもございまして、一定の要件を満たす、この地方負担額に対して、その金額をもとにさらにこの地域活性化雇用創出臨時交付金が交付をされると、基本的なそういう制度でございました。予算編成時期でございましたので、1月頃の話でございます。

置戸町としまして、まずこの制度の活用を考えましたのは、基本的にはまず現在予定をしている、もしくは当時平成25年度、本年度に予定されている事業について有効に財源を活用したいということでもございました。したがって、先程お話もございましたとおり、平成24年度につきましては公営住宅の建設事業に対する財源手当分として、それ以外につきましては全部で14事業でございまして、平成25年度の主に当初予算のなかの編成のなかで、予定をされていた事業を中心に財源を充当して一般財源の負担を少しでも減らすという考え方でこの補正予算に対して手を挙げたという経過がございます。

当然1月の時点では正直申し上げまして、私どもの方にいただいた国や道からの情報というのは、具体的に個別に何々事業が該当するというような、個別の内容の説明までございまして、私どもとしてはちょっとその辺確認をするという意味合いもございまして、最終的に全部で5事業を補正予算として計上し、この雇用創出臨時交付金をいただくという考え方にたったものですから、それぞれこの5事業の所管をしております振興局ですとか、道、それから道教委なども含めまして、こちらの方から事前に照会をかけさせていただきまして、その時点でのお話としてはこの臨時交付金の対象事業になるだろうかという相談をした上で、正直申し上げましてまだ道の段階でもその辺ははっきりしていなかったようでもございましたけれども、ご返事としてはおそらく大丈夫であろうというご返事をいただいたものですから、そういうことであればということで補正予算を編成し、さらに24年度と25年度にこの臨時交付金を計上させていただいた経過がございます。最終的には3月29日の日に要項が示されたわけでもございますけれども、5月の議員協議会のなかでもご説明をさせていただきましたとおり、5事業のうちこのTVhの事業についてはメニューから外されていたということでもございます。

それから中学校の耐震補強並びに大規模改修事業につきましては、事業費のほぼ全部が震災の特別会計の方ですね、予算が措置をされまして、特別会計の予算措置をされた補助事業については、対象から除くと、こういうふうに判断をされたものですから、一部増築部分のみ一般会計の予算が措置をされました。ただ、それは400万円程度ですので、この2本のほぼ全額一般財源分に対応するこの臨時交付金が結果的に今回減額をさせていただきました1億6,076万6,000円の減額という結果になってございます。

それから財政サイドといたしましては、当然この1億6,000万円の代替財源の措置をしなければならぬという考え方でございましたので、これは一部は昨年度の段階からこの勝山小学校の改修にあたりまして集落活性化推進事業費の補助金を何とか補助を受けたいという思いのなかで、最終的には本来2分の1の補助率ございまして、それでいきますともっと多い額なんです、全国的な要望が多かったということもございまして、最終的には3分の1程度の補助率になりますが、4,053万2,000円、今回増額の補正をさせていただきました。

それから過疎債につきましても、近年過疎債の全国的な要望枠が多くて、私どもの方で予定をしております事業のなかでも、なかなか一時配分ですら決定をされてこないという、こんな状況になってございますけれども、なんとかお願いをして、この部分につきましても過疎債の充当を見込みたいということで、今回1億2,540万円の過疎債を充てるということでございます。ただ、過疎債につきましても、ご承知のとおり3割が自己負担、自己負担と言いましょか、持ち出しになりまして、残りの7割につきましても今年度償還と同時に交付税の方で措置をされるということになっておりまして、そういった意味合いでいきますと差し引きになりますが、概算で3,500万円から4,000万円程度が一般財源として、この段階では持ち出しが増えたというふうに思っております。

それからこれは中学校の方の工事にあたりまして、本来ですと補助金以外の部分については学校施設整備事業債等の従前からある起債を借入れをして対応することになるんですが、これにつきましては耐震分のみは交付税措置になってございまして、50%程度しか交付税措置がされないのが通例でございます。ただ、今回平成24年度の補正予算に載せたことで、防災対策減災事業債という起債が充当されることになりました。財源対策としては、結果的に補助の残りの部分というふうに簡単に理解していただければいいんですが、その分につきましても80%の交付税措置、それから残り分の起債につきましても70%の交付税措置をいただけるということで、結果的に1億6,000万円臨時交付金の方は減ったんですけれども、それらの増分などを含めるとそんなに大きな額が結果的に持ち出しになったということではございませんでしたので、予算計上の甘さという部分につきましても財政を担当する者として反省をしたいというふうに思いますが、そんな結果になってございますのでご理解の方をいただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 口頭での説明ですので、十分に理解できたわけではないんですけど、もし今課長が言うようにそれほどないわけではないけど、実損がそれほどではないんだということであればね、しっかりとした説明の資料を出して我々にその数字を示して、当初の見込みより減ったけど、持ち出しも増えたけどこういうことなんだということをしつかりとやっぱり数字で表して、資料で表して、我々に説明していただきたいと思います。

基本的には、そのなかで借金1億2,500万円増えたということ、ふるさと銀河線の振興基金も2,080万円ですね、これは当初予定してませんでしたよね、これは。境野地区の宅地の造成工事で、これも交付金を充てる予定でしたよね。だけどそれもゼロになったんで、基金から繰り入れをせざるを得ないという、そういうこともあるんだと思うんです。やはり先程も申しましたけど、勝山小学校の工事費のいわゆる財源の内訳だとか、今言った臨時交付金の当初の政府のというか、国のですね、指示の悪さというか、そんななかでいろいろ大変、町の方も苦労されたと思うんです。その苦労

されたことがですね、やっぱりこっちの方にちょっと伝わってこないというか、資料がないから我々も聞くほかないんですけど、与えられたこの資料のなかでね。ですから、そういうことがあれば、やはりしっかりと我々に対してですね、説明していただければ変な誤解を言ったり、いろいろなことを言われることのないようにですね、そういうことも説明していただきたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ただいま最後にご質問いただきました内容につきましては、これからも資料等用意いたしまして十分に説明をさせていただきたいというふうに思いますが、5月の段階の協議会の資料、後程もし手元にございましたらご覧いただきたいと思うんですが、私、先程ちょっと説明させていただきました内容、当時も少し説明をさせていただいたつもりでございました。ただ、やはり説明の方の内容が不足しておりましたということを反省申し上げて、これから気をつけてまいりたいというふうに思いますので、ご理解の方をよろしく願いたいと思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員 今課長の説明を聞いておまして、大変ご苦勞なされたことが十分感じられました。当初この1億6,000万円もの減額がね、突然出てきて一体どういうことかなと、非常に疑問を感じました。今お話を聞いていますと窓口が道を通して、今国のどんな状況かを探りながら予算を立てたということで、去年の12月に政権が変わって大盤振る舞いと言いますか、安倍総理大臣の方針もあって、地方に対する大盤振る舞いがある、こんなことが出てきたのかなと、特殊事情はあったと思いますけれども、普段の予算立てるときはこんなあやふやなものではないと思いますけどね。あまりにもこういう膨大な金額のずれがあれば、本当に小さな町村としては立ちいなくなるんじゃないかと。置戸町の場合は、幸いというか、どこもそうでしょうけども、24年度、25年度の計画試算、ほとんど計画した事業に予算を振り分けたわけでありますから、特別改めて支出が増えたということではないわけでありますけども、どうもその普段からの、例えば地方交付税でも何回聞いても僕らもどうやって決定されてるのか、非常に国の算定もあやふやというか、理解できないところがあって、特に今回こういう話を聞きますと、何ともいい加減なやりとりなのかなっていう、そのことぬぐえないんですけども。その点、これはさっき言ったように特殊事情ということで普段はこういうことはないということでよろしいんでしょうかね。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ただいま細川議員からお話ございましたとおり、通常の予算計上につきましては、経常経費につきましては、補助金というのはルールで決まっておりますので、そのとおり計上させていただいておりますし、特にこの新規の事業にあたりまして、特に補助事業がそうでありませけれども、そういうものにつきましては原則内定なり、内定の見込みがおおよそついたものでないと計上しないということを原則にしてございますので、その辺については安易に見込んで、あとになって財源不足を起こすなんていうことは決して生じさせないようなことで、今後もちっと予算計上にあたりましては、その辺のことを精査した上で計上するという予算編成に努めてまいりたいというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

- 佐藤議長 なければ歳入歳出通して質疑漏れはありませんか。
(「なし」と発言する者あり)
- 佐藤議長 なければ議案へお戻り願います。
第2条 地方債の補正。
議案の3ページ。第2表 地方債補正をお開き願います。
質疑はありませんか。
(「なし」と発言する者あり)
- 佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。
(議案第56号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号))
- 佐藤議長 議案第56号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。
第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。
3. 歳出。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。
質疑はありませんか。
(「なし」と発言する者あり)
- 佐藤議長 質疑なしと認め、上段の歳入へ進みます。
2. 歳入。7款繰入金、1項基金繰入金。
質疑はありませんか。
(「なし」と発言する者あり)
- 佐藤議長 歳入歳出通して質疑漏れはありませんか。
(「なし」と発言する者あり)
- 佐藤議長 なければ次の議案に移ります。
(議案第57号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号))
- 佐藤議長 議案第57号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。
第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。
3. 歳出。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。
質疑はありませんか。
(「なし」と発言する者あり)
- 佐藤議長 質疑なしと認め、上段の歳入へ進みます。
2. 歳入。5款繰入金、2項基金繰入金。
質疑はありませんか。
(「なし」と発言する者あり)
- 佐藤議長 歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。
(「なし」と発言する者あり)
- 佐藤議長 なければ次の議案に移ります。
(議案第58号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について)

○佐藤議長 議案第58号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 説明で伺ったのかも知れませんが、私が聞き漏らしたのかも知れませんが、この及び外国人登録原票の削除する根拠っていうか、この公的根拠というのは何でしょうか。ちょっと僕聞き漏らしたんで、それを教えてください。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民課長 これにつきましてはですね、住民基本台帳法の昭和44年法律第81号の一部改正に伴いですね、新たな在留管理制度が導入されたということで、外国人住民も日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加えられるということで、在留管理制度自体がもうすでにないということでご理解をしていただきたいと思います。そういうことで外国人については、住民基本台帳法に載るということでご理解をしていただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控え室の方へ移動願います。開会時間は後程連絡をいたします。

休憩 14時21分

再開 14時31分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第55号から議案第58号までの4件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

これから議案第55号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第4号)から議案第58号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまでの4件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで議案第55号から議案第58号までの4件について討論を終わります。

これから議案第55号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第4号)から議案第57号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)までの3件を一括して採決します。

議案第55号から議案第57号までの3件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第55号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第4号)から議案第57号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)までの3件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に議案第58号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。

議案第58号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第58号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 決議案第1号 事務検査に関する決議

○佐藤議長 日程第7 決議案第1号 事務検査に関する決議を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

3番、高谷勲議員。

○3番 高谷議員 ただいま議題となりました決議案第1号 事務検査に関する決議について、趣旨の説明を申し上げます。

本案は9月19日の本会議において、決算審査特別委員会に閉会中の継続審査として付託された平成24年度置戸町一般会計各特別会計歳入歳出決算の認定について、委員会における審査に万全を期するため、地方自治法第98条第1項の規定により関係書類の提出を求め、事務検査が行うことができるよう提案したものであります。

決議の内容ですが、

1. 検査事項 平成24年度置戸町一般会計各特別会計歳入歳出決算に関する事項
2. 検査方法 (1)関係書類及び財産に関する書類等の提出を求める。
(2)検査は、決算審査特別委員会に付託して行う。
3. 検査権限 本議会は、1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任する。
4. 調査期限 決算審査特別委員会は、1に掲げる検査が終了するまで閉会中もなお検査を行うことができる。

以上の内容による決議であります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、趣旨の説明を終わります。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから決議案第1号 事務検査に関する決議を採決します。

決議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、決議案第1号 事務検査に関する決議は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 意見書第10号 「森林吸収源対策及び地球温暖化
対策に関する地方の財源確保」の
ための要望意見書

◎日程第 9 意見書第11号 道州制導入に反対する要望意見書
まで

————— 2件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第8 意見書案第10号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための要望意見書から日程第9 意見書案第11号 道州制導入に反対する要望意見書までの2件を議題とします。

お諮りします。

意見書案第10号から意見書案第11号までの2件については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

よって意見書案第10号から意見書案第11号までの2件については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから意見書案第10号から意見書案第11号までの2件について、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

これから意見書案第10号から意見書案第11号までの2件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから意見書案第10号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための要望意見書から意見書案第11号 道州制導入に反対する要望意見書までの2件を一括採決します。

お諮りします。

意見書案第10号から意見書案第11号までの2件については、原案のとおり決定することに賛成することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための要望意見書から意見書案第11号「道州制導入に反対する要望意見書」までの2件については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議員の派遣について

○佐藤議長 日程第10 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、置戸町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配布の議案のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布の議案のとおり議員の派遣をすることに決定しました。

◎閉会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで本日の会議を閉じます。

平成25年第7回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 14時40分